令和３年第３回知内町議会定例会（１日目）

◎　招集年月日　　令和３年９月２４日（金）
◎　招集の場所　　知内町役場　議場
◎　開会日時　　令和３年９月２４日（金）　午前９時３０分
◎　閉会日時　　令和３年９月２４日（金）　午後３時１４分

◎　出席議員

１番	成澤五郎	７番	笠松悦子
２番	山田顕人	８番	木村　一
４番	五十嵐捷爾	９番	谷口康之
５番	吉田峰一	１０番	伊藤政博
６番	松井盛泰		

◎　会議録署名議員　　５番　吉田峰一　　６番　松井盛泰

◎　欠席議員　　なし

◎　地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため出席した説明員

町長	西山和夫
副町長	大野　樹
総務課長	西野俊一
生活福祉課長	鳴海英人
保健センター長	（鳴海英人）
地域包括支援センター長	（鳴海英人）
税務会計課長	南　一貴
産業振興課長	三原知明
政策調整課長	長谷川将之
建設水道課長	佐藤和人
教育長	本間茂裕
学校教育課長	帰山亮一
社会教育課長	佐藤辰治
スポーツセンター長	（佐藤辰治）
知内高等学校事務長	南　和敏
学校給食センター長	（帰山亮一）
代表監査委員	西内貞治

◎　本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	森永　茂
議事係	高田貴明

令和３年第３回知内町議会定例会議事日程

（第１号）　　令和３年９月２４日（金）午前９時３０分開議

日　程	議件番号	議　　件　　名
第　１		会議録署名議員の指名　５番、吉田峰一君、６番、松井盛泰君
第　２	委員会報告第　１　号	議会運営委員会報告について（委員長報告）
第　３		会期の決定について
第　４		議長の諸報告
第　５		町長の行政報告
第　６	委員会報告第　２　号	経済民生常任委員会所管事務調査報告について（委員長報告）
第　７		追跡質問
第　８		一般質問
第　９	議案第　１号	知内町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について
第１０	議案第　２号	職員の特殊勤務手当の支給に関する条例の制定について
第１１	議案第　３号	知内町町技バレーボール普及委員設置条例の廃止について
第１２	議案第　４号	知内町町民皆スポーツ条例の制定について
第１３	議案第　５号	地方自治法第２０３条及び第２０３条の２に定めある者に対する報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部改正について
第１４	議案第　６号	知内町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について
第１５	議案第　７号	令和３年度知内町一般会計補正予算（第４号）について
第１６	議案第　８号	令和３年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）について
第１７	議案第　９号	令和３年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について
第１８	議案第１０号	令和３年度知内町介護保険特別会計補正予算（第２号）について
第１９	議案第１１号	令和３年度知内町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）について
第２０	議案第１２号	令和３年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計補正予算（第１号）について
第２１	議案第１３号	令和３年度知内町水道事業会計補正予算（第２号）について
第２２	議案第１４号	町道路線の変更について
第２３	報告第　１号	財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
第２４	報告第　２号	株式会社スリーエスの業務報告について
第２５	報告第　３号	令和２年度知内町教育委員会の活動状況に関する点検・評価について
第２６	認定第　１号	令和２年度知内町一般会計歳入歳出決算認定について
第２７	認定第　２号	令和２年度知内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定に

		ついて
第２８	認定第　３号	令和２年度知内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
第２９	認定第　４号	令和２年度知内町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
第３０	認定第　５号	令和２年度知内町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
第３１	認定第　６号	令和２年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
第３２	認定第　７号	令和２年度知内町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について 認定第１号から認定第７号までの７議案 一括決算審査特別委員会（付託質疑）

● 開会宣言・開議・議事日程

◎ 議　　長（伊藤政博）

おはようございます。

令和３年第３回定例会にお集まりいただき、ありがとうございます。

今定例会は決算認定も予定されております。会期はいつもより若干長い日程となると思いますが、ご審議にご協力の程よろしくお願い致します。

只今の出席議員数は、９人です。

定足数に達していますので、令和３年第３回知内町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

● 会議録署名議員の指名

◎ 議　　長（伊藤政博）

日程第１、『会議録署名議員の指名』を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定によって、５番、吉田峰一君及び６番、松井盛泰君を指名します。

● 委員会報告第１号　議会運営委員会報告について

◎ 議　　長（伊藤政博）

次に日程第２、委員会報告第１号、『議会運営委員会報告について』を議題とします。

議会運営委員会は、去る９月１７日に開催されており、委員長からその内容について報告を求めます。

議会運営委員会委員長、山田顕人君。

◎　委 員 長（山田顕人）

委員会報告第１号、議会運営委員会報告について。

令和３年第３回知内町議会定例会の議会運営について、別紙のとおり報告する。

令和３年９月２４日提出。知内町議会議長、伊藤政博。

議会運営委員会報告書。

令和３年第３回知内町議会定例会開催にあたり、本委員会に付託された議会運営に関する件について審議した結果、下記のとおり運営することに決定したので、会議規則第７７条の規定により報告します。

令和３年９月２４日提出。知内町議会運営委員会委員長、山田顕人。知内町議会議長、伊藤政博殿。

記、１、会議開催状況、開催日、９月１７日。出席委員、山田、笠松、成澤、木村、谷口、各委員。欠席委員、なし。説明員、なし。事務局、森永、高田、両名でございます。２、会期について、今定例会の会期は、９月２４日（金）から３０日（木）までの７日間としたい。３、議事日程について、議事日程については、別紙配布のとおりである。なお、重要な案件については議会運営委員会を開催することとし、議事日程の追加や変更は議長に一任する。４、付議案件について、付議案件は、委員会報告３件、諸報告１件、行政報告１件、一般質問１件、議案１４件、認定７件、報告３件、発委２件、意見書案９件、議長発議１件である。５、決算審査特別委員会の設置について、認定第１号から認定第７号までの７議案は、いずれも決算認定議案であるので、一括議題とし、提案者の説明を省略して議長及び監査委員を除いた全員による「決算審査特別委員会」を設置し、これに付託の上、審査することとしたい。６、議長の諸報告・説明員の出席について、議長の諸報告及び説明員の出席については、別紙配布のとおりである。以上でございます。

◎　議　　長（伊藤政博）

以上で、議会運営委員会報告を終わります。

本日の議事は、只今、議会運営委員会委員長から報告があったとおり進めてまいります。

●　会期の決定について

◎　議　　長（伊藤政博）

次に日程第３、『会期の決定について』を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、只今、議会運営委員会委員長から報告があったとおり、本日から９月３０日までの７日間にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から９月３０日までの７日間に決定しました。

● 議長の諸報告

◎ 議　　長（伊藤政博）

次に日程第４、『議長の諸報告』を行います。

令和３年第２回知内町議会定例会以降における議長の諸報告並びに町長はじめ特別職・管理職員の出席状況については、既に印刷の上、皆様のお手元に配布のとおりでありますので、ご了承願います。

これで、議長の諸報告を終わります。

● 町長の行政報告

◎ 議　　長（伊藤政博）

次に日程第５、『町長の行政報告』を行います。

町長から行政報告の申出がありました。

これを許します。

町長。

◎ 町　　長（西山和夫）

皆さん、おはようございます。行政報告をさせていただきます。

小谷石地区における遭難者の捜索についてであります。８月２４日（火）に小谷石地区の丸山において、下山中の登山者７４歳男性が道に迷い１５時３０分本人より救助を要請する遭難事故が発生致しました。木古内警察署、知内消防署が１６時２２分入山を開始し、知内町もドローンによる捜索に加わり１６時５６分遭難者を発見したところであります。ただ、沢を挟んで向かい側の藪３０メートルのところでありますが、崖など険しい状況であり、ようやく１６時２７分に本人と接触することができました。その後、怪我がないことを確認後、下山をし、１９時５６分無事矢越山荘に捜索にあたった皆さんと共に自力で到着、救出されたところであります。捜索にご尽力いただきました皆さんに敬意を表します。ありがとうございます。

次に渡島西部広域事務組合の動向についてであります。令和３年９月３日（金）に第２回定例会が開催されております。認定第１号につきましては、令和２年度渡島西部広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定について、歳入決算額１５億４，７８６万４，５７８円、歳出決算額１５億３，２２０万５，６１６円、歳入歳出差引額１，５６５万８，９６２円、これに関しては次年度繰越であります。議案第１号は職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。そして、議案第２号は令和３年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第２号）について歳入歳出それぞれ１，２８１万７千円を追加し、歳入歳出予算の総額を１５億５，６３１万３千円とする内容であります。認定第１号から議案第１号、第２号それぞれ原案どおり可決されたものであります。

次に新型コロナウイルスワクチン接種の進捗状況についてであります。接種者数について、

９月１３日現在、１２歳以上の接種対象者は３，８４３名となっており、そのうち９１％にあたる３，４９９名の方が１回目の接種を完了しており、８９．５％の方が２回目を接種済みであります。６５歳以上の方については、９３．５％の方が接種を完了しております。今後の接種体制についてであります。町内の未接種の方の意向を確認するため、９月１３日に今後の接種スケジュールと返信用のはがきを郵送しており、希望する方全てが接種できる体制を整えております。なお、これからはインフルエンザの予防接種が始まることから、１０月末を目処にコロナワクチンの接種を完了する予定となっております。

次に新型コロナウイルス感染症の発生状況についてであります。これからの報告は知内高等学校のクラスターに関する報告であります。８月２２日（日）に高等学校関係者から陽性者が３名発生しております。８月２３日（月）に医療機関の発熱外来を受診された高校生１名もまた新たに陽性が確認をされたところであります。寮生活の影響を考慮致しまして、青少年交流センター入寮者・教員・管理人あわせて６６名のＰＣＲ検査を８月２３日（月）に青少年交流センターで実施をし、結果、新たに陽性者４名が判明したところであります。その後、８月２４日（火）に発熱外来受診を致しました高校生が新たに１名陽性の確認をされたことにより、高校生・教職員１２１名の唾液によるＰＣＲ検査を実施したところ、２５日の結果で１２１名全員の陰性を確認致したところであります。なお、渡島保健所から自宅待機・行動制限期間１４日間の指示がありましたので、知内高校は感染拡大防止のために臨時休校措置を９月７日までとし、生徒に対し臨時休校期間中、健康観察の記録、発熱等の症状がある場合の学校への連絡、外出制限、家庭学習を指示したところであります。町内の感染症発生状況は、知内町のホームページで随時公表されております。以上であります。どうぞよろしくお願い致します。

◎　議　　長（伊藤政博）

これで、行政報告を終わります。

●　委員会報告第２号　総務文教常任委員会所管事務調査報告について（委員長報告）

◎　議　　長（伊藤政博）

次に日程第６、委員会報告第２号、『総務文教常任委員会所管事務調査報告について』を議題とします。

調査は議会閉会中に実施されております。

本件について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長、成澤五郎君。

◎　委 員 長（成澤五郎）

委員会報告第２号、総務文教常任委員会所管事務調査報告について。

案文の朗読をもって報告と致します。

令和３年度における総務文教常任委員会の所管事務調査に係る結果について、別紙のとおり報告する。

令和３年９月２４日提出。知内町議会議長、伊藤政博。

総務文教常任委員会所管事務調査報告書。

令和３年度における常任委員会所管事務調査を下記のとおり実施したので、会議規則第７７条の規定により報告します。

令和３年９月２４日。知内町議会総務文教常任委員会委員長、成澤五郎。知内町議会議長、伊藤政博殿。

記、１、調査月日、令和３年８月１０日（火）（１日間）。２、調査委員、委員長、成澤五郎、副委員長、笠松悦子、委員、山田顕人、委員、五十嵐捷爾、委員、吉田峰一、委員、松井盛泰、委員、木村一、委員、谷口康之、委員、伊藤政博。３、欠席委員、なし。４、説明員、大野副町長、本間教育長、西野総務課長、佐藤建設水道課長、帰山学校教育課長、南高等学校事務長、東出管財係長。５、事務局員、森永事務局長、高田議事係。６、調査事項、（１）職員住宅・教員住宅等の現況について。

７、調査意見

（１）職員住宅・教員住宅等の現況について

町では、町民向けの公営住宅のほかに目的別に住宅を建設・管理してきた。現在では、職員住宅１棟２戸（うち入居２戸）、建設当時に借り入れた資金名から投資住宅５棟５戸（うち入居２戸）、古くなった教員住宅等を所管替し、一般町民または移住者の入居用とした移住促進住宅９棟９戸（うち入居５戸）、各学校（旧学校を含む）近くの教員団地に教員住宅３８棟４０戸（うち入居２９戸）の計５３棟５６戸（うち入居３８戸）を管理しており、空家は１８戸となっている。（なお、医師住宅、移住促進モデル住宅は、本調査から除外した。）

各住宅については、昭和４０年代から５０年代に建設されたものが多く、約５０年近くを経過し老朽化が進んでいるため、過去５年間で１５棟２１戸の除却を実施してきた。今後の管理にあたり町では、老朽化した住宅について住宅使用料で賄えない多額の修繕費用が見込まれることから、現在、入居者がいる住宅から公営住宅への住み替えをお願いしており、空家になったものから除却を進めていく方針としている。しかし、長年住んでいる入居者も多いなど諸事情により住み替えは進んでいない状況にある。

最終的に、職員住宅については全てを除却し、投資住宅については３棟３戸を除却し２棟２戸に、移住促進住宅については７棟７戸を除却し２棟２戸に、教員住宅については６棟６戸を除却し３２棟３４戸に、計３６棟３８戸まで管理戸数を減らすことを見込んでいる。なお、教員住宅については、その年度の教員の異動により入居状況が変わるため、多少余裕を持った戸数を管理することとしており、戸数に余裕がある場合は条件付きで町民の入居も許可している。なお、各住宅の解体にあたっては、「知内町空家等対策計画」の改訂により、国補助制度の活用も検討されている。

調査を通じ、現在、町職員の多くが民間アパートに入居しているなど職員住宅の需要が少なくなっていること、教員住宅については、児童・生徒数の減による教職員数の減少や交通網の整備により通勤圏が拡大し、需要が少なくなっている現状が確認された。職員住宅については、維持方針通り除却を進めていただき、教員住宅については、将来の児童・生徒数の減のみならず、湯ノ里小学校の統合などの方向性から教員数の変動を見据えて、更には、教職員の当町への居住を促すことも考慮した環境整備を視野に入れて、長期的な見通しを持った維持管理計画を立てていただきたい。

また、町民が入居する移住促進住宅等については、公営住宅への住み替えを促すため、引越費用の町負担のみならず、住み替えにより段階的に値上げされる住宅使用料への助成制度

などの検討を進めていただきたい。以上でございます。

◎　議　　長（伊藤政博）

これで、総務文教常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

●　追跡質問

◎　議　　長（伊藤政博）

次に日程第７、『追跡質問』を行います。

追跡質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

質問がないようですから、追跡質問を終わります。

●　一般質問

◎　議　　長（伊藤政博）

次に日程第８、『一般質問』を行います。

一般質問は会議規則により、予め議長に通告のあった者により行います。

発言を許します。

７番、笠松悦子君。

◎　７　　番（笠松悦子）

それでは、一般質問をさせていただきます。

質問事項につきましては、『「高齢者が笑顔で住み続けられるまち」となるための高齢者の不安を解消する施策について』でございます。

質問趣旨に移らせていただきます。

第６次知内町まちづくり総合計画では、サブテーマに「笑顔で住み続けられるまちづくりを目指して」と記し、また、「第８期知内町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」では、「一人ひとりが笑顔あふれ　心豊かでぬくもりのあるまち」を目指し、必要なサービス提供体制の整備や取り組むべき方策等について施策展開を図っていく旨が謳われています。

しかし、高齢者がこの町で生活を続けたいと思いながらも、現実的には体調面や金銭面への不安や介護を理由に、子どもや親戚のいる都市圏に転出する例も聞いております。

そこで、「第８期知内町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」には、令和元年度高齢者日常生活調査の「困っている事・不安な事」についての結果が示されております。そこで私はここに示されている不安の解消こそが、高齢者やその家族にこの町で安心して住み続けられると感じてもらえることに繋がるものと考えております。

そこで関連して３点について、お伺いします。１つ、高齢者の住環境についてです。（老朽化する持ち家対策）。２つ目と致しまして、声掛けや安否確認を伴った配食サービスについてです。あと３つ目と致しまして、ゴミ出し負担軽減のための電動生ごみ処理機（乾燥式・バイオ式）とがありますけれども、それなどへの支援について、町長の考えをお伺い致しま

す。

◎　議　　長（伊藤政博）

町長。

◎　町　　長（西山和夫）

お答えをさせていただきます。

住み慣れた安心できる環境において、生きがいを持って、健康で長生きをし、互いに支えあい、地域で暮らすことが全ての町民の願いであります。しかしながら、昨年からのコロナ禍のなかで、外出機会や交流、趣味等の活動が激減し、高齢者のみならず全ての町民の方が我慢をし続けていることは精神的にも肉体的にも大変なことであります。全国的に一刻も早くワクチンの接種率を高め、安全、安心な日々を一日も早く取り戻せるよう強く願うところでございます。

さて、ご質問の１点目の高齢者の住環境についてでありますけれども、現在町の支援策としては、介護認定を受けた高齢者がより安全、快適に生活できるため段差の解消や手すり等の取り付けなど、自立度の向上や事故予防といった介護の一環としての改修が対象であり、通常の維持補修の範囲内のものは対象外となっております。住宅改修については、国による補助制度もありますが、省エネ効果の向上のための断熱リフォームなどとなっており、一般的な改修には向かない内容となっております。

住み続けることが危険なほど老朽化した家屋につきましては、町営住宅への住み替えやケアハウスへの入所などの選択肢もございますので、地域の実情と当時者の意向も十分に把握しながら対応したいと考えております。

また、空き家となった家屋の除却に関する助成金制度についても、来年度に向けて制度の改善も含めて検討をさせていただきます。

２点目の声掛けや安否確認も伴った配食サービスについてですが、現在、社会福祉協議会に委託して、高齢者の安否確認や孤独感の解消を図るための訪問サービス事業を行っており、令和２年度はコロナ禍で訪問回数が減少しておりますが、対象者が１４名で延べ９９０回の訪問または電話での安否確認を行っております。また、地域の民生委員の方々にも地域の一人暮らしの高齢者世帯への見守りをお願いしているところです。配食サービスについては、町内に事業展開できる法人が存在していることから、今年度の介護予防把握事業により、７５歳以上の独居及び高齢者世帯に対して、配食サービスの利用希望についての設問を追加して調査をしておりますが、６地区１６３件の調査の結果４４％の世帯が「利用したい」または「将来利用したい」と答えております。引き続き調査を行いながら、実施した場合の料金や体制について関係者との協議を行って参ります。

最後に３点目のゴミ出し負担軽減のための電動生ごみ処理機への支援についてですが、電動生ごみ処理機は安価なものであれば２万円程度からありますが、生ごみの減量化というメリットがある反面、毎月の電気代や洗浄の手間がかかるなどのデメリットもあります。また、ごみの減量化の観点から申しますと、ごみの排出量が多い子育て世帯への支援も必要となると思われ、多額の経費を要することから現実的ではないと考えております。高齢者のごみ出し問題については、これまでの２０リットルの燃やせるごみ袋の導入に加え、他の種類のごみ袋の小型化の検討及び今年度については、要望があった涌元地区でのごみステーションの増設などにも取り組んでおります。

また、介護認定を受けた在宅介護を利用する方はヘルパーによるごみ出しの支援を受けており、それ以外の方も家族や近所の方々等の協力により行っており、現時点では苦労されながらも処理していただいていると認識しております。

今年度の介護予防把握事業による訪問調査においては、来年度に向けた検討材料とし、ごみ出しに関しての詳細な調査を行っておりますので、その結果をもとに対策を協議して参りたいと考えております。

いずれにしても、今後も高齢化が進む状況の中で、ごみ出しが困難な方に限定した戸別収集の検討や地域ボランティアの育成によるごみ出しを含めた困り事への支援など、高齢者が安心して暮らせる環境づくりを目指して参りたいと思います。以上、よろしくお願い致します。

◎　議　　長（伊藤政博）

７番、笠松君。

◎　７　　番（笠松悦子）

本当に、このお答え町長さんは本当にご丁寧にお答えいただきまして、ありがとうございました。私がここで思ったのは、何故かと言いますと、去年の選挙運動の時です。実は私の孫と孫の友達も手伝って車に乗ってくれたんです。その時に、若い子ども達が町中全体を見渡すってことは、そういう機会には本当にあたっていなかったと思うんです。そこで町の中を一緒に車で回った時に、「なんでこんなにね、お年寄りばっかりいるのか」、それと「これだけ古くなった家とか空き家がなんでこんなにあるんだ」ってことは、やっぱりこの町もいずれ潰れていくんじゃないかって不安になったらしいんです。でも、私にとっては若い子ども達がそれを感じてくれたってことは、とても嬉しく思いました。その中で私もいずれは段々一年、一年歳を重ねてきたら、やっぱりお年寄りの気持ちがわかるようになりました。結局、厚生年金で老後を暮らしている人はある程度生活の保障はそこであります。でも、国民年金だけの生活者は二人のうちはいいんですよね。一人になったら、一人だけの本当に年金だけではいくら持ち家があろうが、その持ち家を維持していくっていうことはとても困難なんです。その中でですね、やっぱり町長さんが答えてくれましたように、住み替えも提案してくれていますけれども、やっぱり住み慣れた自分の家で暮らしたいっていう、ましてここでありますように、国の補助制度は本当に現実的じゃないような気もします。住んで少しずつ手入れをしていたら家はそんなに傷まないはずです。その中でその家に対する補助金のことは言いません。でも、そこに暮らす人のそういう生活の困窮、それと、今回の議案書も見ましたけれども、知内は他の町に比べて生活保護の件数が凄く少ないですよね、申請者が。本当に困っていない方がいるのかなとか、そういうふうに。とにかく自分で頑張ろうとする、そういう精神の住民が多いことでないのかなと思いました。そういうことなどを考えながらいるんですけども、その住環境についても知内独自の何か町長さん考えているようなことありませんか。やっぱり自分の家で暮らしたいと思うのが、歳をいったら益々自分の考えだと思うんですけれども。

◎　議　　長（伊藤政博）

町長。

◎　町　　長（西山和夫）

高齢者の住環境の整備ということで、確かに国民年金で暮らしている方っていうのはお二

人であればお二人出るわけですから、なんとか１軒の世帯は守れる。ただ一人になった場合の、独居になった時の生活というのは、なかなか厳しいだろうということで、生活保護に関しても知内は確か７０名前後だと思うんですけども、本当に管内から見れば少ない方だろうと思います。そんな中で、やっぱり自分が昔苦労して生活をしてきてなんとか耐えられる忍耐力はあるのかなと思っています。ただ今こういう時代の中で、ただ自分が我慢して生活保護を受けないで生活している。そこにある程度町の支援も必要だというのは自分も認識しているところであります。それで住環境の整備ということで、なかなか高齢者の介護的な助成というのは改修、手すりを付けたりというのはあるんですけども、なかなか一般的な改修は制度がなかったということで、国の制度もやっぱり断熱だとか効果それらを重視した制度になっておりますので、なかなか高齢者というのは手を出しづらいだろうということです。ただ今、自分的に今、高齢者の環境整備ということで一つ事務方にも提案しているのは、やはり豊かな、この時代の豊かさを感じていただきたいということで、なかなか下水道、合併浄化槽も推進が進んでいない傾向にあります。例えば二人世帯で大体半分の方は接続しているんですけども、残りの３００世帯以上というのは、なかなか接続できない状況にあるんだろうと思います。そうした方々が、やっぱり下水道環境をせっかく一早く、他町村と比べて一早く整備をした町でありますので、そうした豊かさの共有というのはしていただきたい。まして、いろいろ便器の開発等でやっぱりウォシュレットだとか高齢者に必要な機能も多々ありますし、そういうのを一番利用していただきたい環境というのが、やっぱり高齢者の世代なのかなと思っています。それで今、どういう支援ができるのか、一応、下水道環境であれば今５０万円程度でそれぞれ多分トイレの改修等を行っているんだろうと思いますけれども、それをトイレの改修まで半分助成するのか、それとも全額助成するのか、今、世帯数総体を比べて、あとは助成制度のどの程度の規模になるのかということも含めて今、課の中で揉んでいただいて、もし皆さんの理解が得られれば新年度の高齢者の支援方法として考えていきたいなと思っています。また、今、空き家の中で空き家を購入して整備を、中の改装等整備をしていただければ最大１００万円だとか助成あります。それを高齢者にも拡大できるのか、それもちょっと検討材料の一つだろうと思っていますので、その辺も含めながら今進めさせていただいて、一人でもやはりこの知内町で暮らす以上は皆さんと一緒に心豊かな生活ができるように、それぞれの豊かさというのはいろいろあるだろうと思いますけれども、高齢者がこの町で安心して暮らして最後は良かったという安心感を持って、そういう状況を最後まで伝えていければいいのかなと思っていますので、その辺は十二分にこれから対応策を考えていきたいと思います。

◎　議　　長（伊藤政博）

７番、笠松君。

◎　７　　番（笠松悦子）

ありがとうございます。私、こういう人の意見を聞いたんですよね。他所から移って来たご夫婦なんですけれども、元々は知内の方だったんですけども、その方々がやっぱり６０代の頃に移って来て、やっぱり７０代超えて８０近くになったら、知内は本当に季節がある町だ。春・夏・秋は凄く暮らしやすい。でも、冬になったら、この雪と家の中の寒さに耐えられないっていう。そういう訴えをしてやっぱり遠く、または雪の無いところに戻ろうかなという方もいたことをちょっと頭の隅に入れておいて、これから行政事業を行っていただきたい

なと思います。

また、高齢者の不安というのは持ち家の維持だけじゃなく、やっぱり私ここに出させていただきましたように声掛け、安否確認、そのためには配食サービスもその一つになるのでないかって思っています。私が思っているのは、サービスを受ける高齢者じゃなく今は自立していてもやっぱり独居老人っています。ヘルパーさんのお世話にならないで、それで自立して暮らしている方々もいるっていうことを知ってほしく、また、その人達もその人達に対しても本当にそういう優しい心で接していただきたいなという意味で、それと、この配食サービスに関してなんですけれど、私、前にもこの配食サービスに対する提案をさせていただいたことがあります。これの中で、やり方もあると思うんです。高齢者の生きがい対策の中の一つとして何か考え、その配食サービスの中に、例えばいろんな食中毒が出ますけれども、家庭での食中毒ってあまり少ないですよね。給食センターっていうわけじゃないんですけど、そういう大量のものを作る、そういうところでの食中毒はよく耳にしますけれども、それで私はそんな大きな施設じゃなく小さい施設、例えば今日はどこどこの地区、いついつはどこどこの地区って言ったら、そんなに負担の掛からない、そんな大きい規模の場所でなくてもできるんでないかなってことを思います。それもやっぱり地域住民のお互いに支え合うっていう、そういう方向性で何かできるんでないかなと思いますけれども、前に聞いた時には、あすなろさん経由でやりたいというようなことをおっしゃっていましたけれども、その考えはやっぱり今でも変わらないんでしょうか。

◎　議　　長（伊藤政博）

町長。

◎　町　　長（西山和夫）

いろいろ住環境の件に関しては、今回、介護保険の方でアンケートを取らせていただいて、９４４名の方にアンケートを出して、やはり除雪で一番困っているということで１８９名の方おります。やはりこの冬の対応というのは高齢者にとってはなかなか難しいところ。ただ、今、社会福祉協議会または町内会のボランティア活動の中でそれぞれの除雪対応もしておりますけれども、なかなかそれだけでは乗り切れないとこもあるんだろうと思います。これからどうその除雪対応に向き合うかということも対策の一つになってくるだろうということは認識をさせていただいております。それと、安否確認の中で配食サービスをしながら安否確認に結びつけるということでありますけれども、今、調査を継続中でありますので、この調査を継続した中でそれぞれあすなろさんに引き受けてもらえるのかどうかも含めてそれぞれ検討をして、ただこのコロナ禍の中で様々な活動を停止しております。高齢者の集いもそうですし、シルバー大会もそうですし、これが尾身先生の予測でありますと２年から３年はこうした状況も続く可能性が高いという見解もありますので、今後のそれらのこれからの高齢者事業をどうやり切るかということであれば、やはり縮小した単位、笠松議員言われるように町内会単位がいいのか、それぞれいろいろ活動している部会単位がいいのかわかりませんけれども、それぞれ縮小した中で高齢者がそれぞれ集まって、それぞれの生活の中での鬱憤だとか、いろいろ相談だとか、いろいろ座談できるような環境というのは、もうストレスが溜まって大変だろうと思いますので、その場はどんどんどんどん小規模ながらでも拡大する必要があるんだろうなと思っております。そうした中でどう配食サービスと結びながら、安否確認も含めながらどう対応できるか。また、今後の継続調査の中で対応させていただけれ

ばと考えております。

◎　議　　長（伊藤政博）

副町長。

◎　副 町 長（大野　樹）

ちょっと補足させていただきます。今、１３の町内会に町の方から社会福祉協議会にお願いをしまして、いきいきサロンということをやっています。それはですね、１ヵ月に１回、基本的に。そして昼食をとってですね、体操したりいろいろなレクリエーションをしながら食事を提供するということで今現在やっています。ただ、ここ１、２年コロナの関係で休んでいるところもあるんですけども、多いところですと年間１２回、少ないところでも最低１回ということで１回、２回ですね、ということで１３の町内会全てで行っていますので、それらがもう少し規模拡大していって毎月１回のものがですね、月２回ですとかということも可能かなと思いますので、その辺はまた社会福祉協議会と協議しながらですね、進めていきたいということでございます。

◎　議　　長（伊藤政博）

７番、笠松君。

◎　７　　番（笠松悦子）

今、副町長さんご説明いただきました、いきいきサロンについては私もお手伝いさせていただいて、よく知っています。それもありますけれども、みんなで集まるその他にもやっぱり一人で家に居る時に誰かが尋ねて来てお話してくれたらっていう、そういう気持ちがね、やっぱり７０、８０とか、９０とかになっていたら、そういう優しさが欲しいっていうことがあるということをご理解していただければなと思います。そこでですね、そういう配食などもやりながらということで、いきいきサロンでも本当に楽しく皆さんやっていました。やっぱりこれコロナのせいで、やっぱりそういう集まることができない、そこで尚更今ね、必要じゃないのかなと思っています。その中で私は例えば配食サービスしていただけるのであれば、町内のもの、町内の材料というか食料、食材を使ったそういうようなものも、もしやっていただければなと思っております。前にこれに関するあれですけども、生きがいということで、前に知内の道の駅にお年寄りというか、お年を召された方々の作った野菜をいっぱい並べたいという夢を語ってくれていました。それはまだ現実にはなっていないように思うんですが、どうでしょう。

◎　議　　長（伊藤政博）

副町長。

◎　副 町 長（大野　樹）

今の物産館の関係ですけれども、野菜の関係につきましては今まで提出していただけなかった方も二、三増えていますので、また継続してですね、増やしていきたいということで考えております。ただこの近隣のですね、道の駅の中では、野菜の価格は一番知内が安いということで函館の方から来た方にも好評を得ていますので、それらも含めてですね、今後も野菜の方の集荷に力を入れていきたいというふうに考えています。

◎　議　　長（伊藤政博）

７番、笠松君。

◎　７　　番（笠松悦子）

すいません、それに関してなんですけれどもね、声をもっと掛けて発掘していくと、本当この人がこんなに良い物を作っているんだっていうことが、沢山いらっしゃいますので、ただ「一回作りませんか」、「やめます」そうじゃなく、やっぱり行政の方からもその人達が本当に自信を持って作って素晴らしい物を作っているので、どんどん引き上げてください。やっぱり高齢、その人達も歳いっている方々沢山いらっしゃるので、やっぱりさっきも言ったように年金暮らしになっていくと、例えば１００円のもの１０個出しただけでも生きがいになりますし、心に夢も生まれますので、そこのところ行政としてもやっぱり住民と密になっていただきたいなと思います。

そこで、ごみの関係にいきますけれども、小さいごみ袋、それからゴミステーションも増やしていただけるようですけれども、私が提案しているのは乾燥するっていう、これ本当に洗ったり手入れってそんなに難しいものじゃないと思うんです。昔は高価なものがありました。でも、今は調べると、本当にコンパクトな、その日のごみは本当に夜ちょこっとやっておくだけで乾燥になるっていう、そういうような機械もいろいろ出ております。その中で私、そういうものに援助している町を少し調べてみたんですけれども、隣の木古内町あったなと思ったらコンポストでした。ここにはコンポストというのは団地の方々は向かないし、それは平等じゃないと思いましたけれども、今この電動式の電気代もそんなに掛からないと思うんですよ。町長さん、今凄く子育ての方に支援していただいています。それは凄く若い世代には凄い助かる嬉しいことだと思います。また、町にとっても活気が生まれることだと思います。でも、ここでまた今一度、この町を今まで支えていただいた高齢者の方々にも再度目を向けて、何か本当に高齢者に対する温かいお心っていうか、そういうものをお考えいただきたいなと思いまして、私、このごみの乾燥する機械なんかあったら、でも、どこの町も３分の１程度の助成金で済んでいました。今その量を減らすと、今、衛生センターの方に運び入れて、今、支払っている分も減っていくような気がするんです。そこでやっぱりある程度相乗効果が生まれるんでないでしょうか。

◎　議　　長（伊藤政博）

町長。

◎　町　　長（西山和夫）

高齢者の生きがいづくりということで、先ほど副町長の方から答弁ございましたけれども、現実問題なかなか出展する数が増えないという状況もあります。ただ、笠松議員からはいろいろやっている方もありますので、声を掛ければまだまだ増えるんじゃないかというお話をいただいております。ただ今、農福連携の中で今、直接農家さんと連携をしながら掃除狩りだとか、ようやくスタートしている状況にあります。そうした中で、やはり高齢者も元気な高齢者多いですから、７５歳前後までできれば働いて、皆さんと会話をして、ストレスを発散して、そして対価を得るという、そういう意味で農福というか、それらを基盤に高齢者と障がい者との触れ合いもありますし、なんとかそういう形でそこで作り上げた物を道の駅またはいろんな箇所で販売して楽しみながら少しでありますけれども、対価を得るという、そういう工夫も必要になってくるのかなと思っていますので、それらも含めて今後の検討をさせていただきたいなと思います。それと、電動生ごみ機の処理なんですけども、自分もいろいろ調べてみたんですけども、１日の生ごみを最終的に１回集まったやつを最終的にその電動機で電気を入れて砕いたり乾燥させたりということで、３時間から長いものでは７時間く

らい掛かるという状況であります。今、やはり求められている今の時代というのはやっぱり利便性もあると思うんですよね。そうした中で生ごみが出たら追加でポンと入れれるという、それがなかなかできるメーカーさんというのは自分の調べた中では１社、それは菌を活用して撹拌させて最終的には堆肥に使うというものだったんですけども、なかなかその電動の中で砕いて乾燥させたいということであれば足していくということができないということで、ちょっともう少しその辺の工夫が出ればなと思っていたら、いろいろそういうメーカーさんも辞めているという現状もありますし、確かに町外では函館市がやっている。但し、その方法というのはディスポーザーなんです。以前、議会からも出たディスポーザーの活用ということで平成２０年にそういう質疑がありましたので、調査をかけております。その中で使うかということになれば８２％の方々がいらないということで、その場は終わっているんだろうなと思っています。ただ、今その函館市が直接型というか、砕いて、台所で砕いてそのまま下水に流すという方法ではなくて、砕いて処理層を設けて、そこで絞った液体だけ流すという、下水に。あとは乾燥させて処分するという方法で今、助成をされている状況がありますので、その方法であれば下水道も直接型よりはそういう処理層が付いてくれた方が影響ないということなので、そういうものの方が自分的にはいいのかなと、ただ高額ですので、その辺をどう高齢者の利便性、活用、ごみの減量化に結びつけていくということになれば、果たして現実なのかという問題も出て来ますので、一度いろいろ機械はメーカーさんで出ていますので、それをどこかで体験できればある程度判断はしやすいのかなと思っていますので、いずれ笠松議員もできれば体験の話も加えて、いいものだとか、やっぱり電気料が掛かるだとか、やっぱりちょっと足せないから不安、利便性に欠けるよねだとか、いろんな話し合いの中で最終的にそれらが対応できるのであれば対応させていただきますけれども、今のところはあまり効果的にはどうなのかなという疑問が付くという状況であります。以上です。

◎　議　　長（伊藤政博）

７番、笠松君。

◎　７　　番（笠松悦子）

はい、わかりました。やっぱりだけど今、女の人達、婦人会というか女性の方々が集まるとね、衛生センターに支払っている生ごみのお金あれをなんとか削減できたらいいだろうなということ、高齢者ばかりじゃなく、でも私達もやっぱり高齢者ですけども、そういうことありますし、ごみ出しに行くその手間ばかりじゃなく、そういうことも削減しながら、町の財政のことも考えながら住みやすい町になっていければなって、さっき町長さんおっしゃいましたディスポーザーでしたか、下水に流すの。あれもいいんでしょうけれどもね、うちがたまたま仕事の関係で下水道の詰まっている状況、やっぱり１年に１回か２回かぐらい引っ張られるんですよね、仕事に。そしたらどこのところも油か何かわからないけど凄くて、逆流してなっているところとか何回も掃除に行かされることもあるんですけれども、やっぱり下水の使い方も、やっぱり住民に徹底していかないと、やっぱり維持するのにも大変だと思いますので、そのディスポーザーというのはいいのかどうか私としては判断できません。だからそのごみを圧縮して汁だけ投げるという、それもちょっとどっかにもまた引っかかるかもしれない。こういう仕事をしていないと楽だねって済ませられるんですけれども、そこがちょっとまだ私的には本当に良いものなのかなという、そこはちょっと疑問がつきます。本当に今いろんなものが開発されてあると思うんですよ。だからそこを考えながら、私も買っ

てみて経験しようかなとは思っています。そういうことなどをして、先ほども言いましたけれども、本当に子育てにも、若い世代にも良い町です。だからそこの中で、やっぱりさっきも言いましたように、本当に今まで支えてきた人達も大事に、行政としても一人もここから落ちないような本当に温かい行政の体制を作ってもらいたいと思います。私ずっと、私も田村先生時代から湯ノ里診療所行っていました。

◎　議　　長（伊藤政博）

質問中ですが、残り時間に配慮しながらお願いします。

◎　７　　番（笠松悦子）

田村先生の時も行かせていただいて、凄く不便を感じていました。あの階段上がるの。それとかで今、そこの病院も今、湯ノ里小学校無くなるし、できればそこに早く、１日でも早く行ってほしいなっていうことを思っていまして、先ほどの全協の時の説明で安堵しております。そういうことで本当に知内いつまでも、そして親が最後を楽しくここを迎えたら自分達も、出て行った子ども達もリタイアしたら、知内に帰って老後を暮らしたいと思えるような行政になってほしいなと思います。以上で私、終わります。よろしくお願いします。

◎　議　　長（伊藤政博）

これで、一般質問を終わります。

◎　議　　長（伊藤政博）

只今、町長から今定例会に上程しております議案について、説明したい旨の申し出がありました。これを許します。

町長。

◎　町　　長（西山和夫）

第３回定例会、上程議案の説明をさせていただきます。

議員の皆様には、大変お忙しい中、令和３年第３回知内町議会定例会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

今議会に上程させていただいておりますのは、議案１４件、認定７件、報告３件であります。

議案第１号の知内町過疎地域持続的発展市町村計画の策定については、令和３年４月１日に過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されたことから、新法に基づき本年度から令和７年度までの５年間の新たな過疎計画を策定するものであります。

議案第２号の職員の特殊勤務手当の支給に関する条例の制定については、新型コロナウイルス感染症等、国が指定している感染症に係る防疫等業務に従事した職員に対し、地方自治法や人事院規則に定める手当を支給するため、条例を制定するものであります。

議案第３号の知内町町技バレーボール普及委員設置条例の廃止については、昭和４５年に町技バレーボールを町民に普及する委員を任命するため条例を制定しましたが、近年は町民が多様な運動のスポーツに取り組んでいることから、条例を廃止するものであります。

議案第４号の知内町町民皆スポーツ条例の制定については、令和元年度に施行した知内町スポーツ推進計画で全ての町民が様々な場所で多様な運動やスポーツを通じた共生社会の実現を図ることを目指していることから、条例を制定するものであります。

議案第５号の地方自治法第２０３条及び第２０３条の２に定めある者に対する報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部改正については、バレーボール普及委員を削除し、新たに知内町上下水道使用料検討委員を追加するものであります。

議案第６号の知内町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定については、令和３年４月１日に過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されたことから、既存の課税免除を全部改正するための新たな条例を制定するものであります。

議案第７号の令和３年度知内町一般会計補正予算（第４号）については、歳入歳出それぞれ３億４２０万８千円を追加し、５０億９，１７１万１千円とするものであります。補正の主な内容は、総務費の財政調整基金積立金に前年度繰越金１億４５４万８千円、新型コロナウイルス感染症対策費に１，２０７万５千円の追加が主なものであります。

議案第８号の令和３年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）については、歳入歳出それぞれ１，８０２万５千円を追加し、６億５，６７８万円とするものであります。補正の主な内容は、基金積立金に前年度繰越金を積み立てるものであります。

議案第９号の令和３年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）については、歳入歳出それぞれ８３万５千円を追加し、８，３１０万５千円とするものであります。補正の主な内容は、前年度繰越金を一般会計に繰り出しするものであります。

議案第１０号の令和３年度知内町介護保険特別会計補正予算（第２号）については、歳入歳出それぞれ１，９９４万４千円を追加し、５億５，７４８万９千円とするものであります。補正の主な内容は、前年度繰越金を基金積立金及び国庫支出金等過年度返還金に追加するものであります。

議案第１１号の令和３年度知内町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）については、歳入歳出それぞれ３９９万５千円を追加し、１億５，２６７万９千円とするものであります。補正の主な内容は、前年度繰越金を一般会計に繰り出しするものであります。

議案第１２号の令和３年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計補正予算（第１号）については、歳入歳出それぞれ１２９万９千円を追加し、８，８０６万７千円とするものであります。補正の主な内容は、前年度繰越金を一般会計に繰り出しするものであります。

議案第１３号の令和３年度知内町水道事業会計補正予算（第２号）については、収益的収入及び支出の営業費用に１００万円を追加補正するもので、元町浄水場ろ過砂補充の追加であります。

議案第１４号の町道路線の変更については、林道整備にあわせて上雷２号線の延長を変更するものであります。

認定第１号から第６号までは、令和２年度の知内町一般会計、知内町国民健康保険事業特別会計、知内町後期高齢者医療特別会計、知内町介護保険特別会計、知内町公共下水道事業特別会計、知内町農業集落排水施設整備事業特別会計、６会計の歳入歳出決算認定についてであります。

認定第７号は、令和２年度知内町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定についてであります。

報告第１号は、財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてであります。

報告第２号は、株式会社スリーエスの業務報告についてであります。

報告第３号は、令和２年度知内町教育委員会の活動状況に関する点検・評価についてであ

ります。

議案等の内容につきましては、副町長、担当課長の方から説明をさせていただきますので、ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

◎　議　　長（伊藤政博）

ここで、暫時休憩致します。

再開は、１０時５５分と致します。

（　休憩　午前１０時３４分　）

（　再開　午前１０時５２分　）

◎　議　　長（伊藤政博）

休憩を取り消し、会議を再開致します。

●　議案第１号　知内町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について

◎　議　　長（伊藤政博）

次に日程第９、議案第１号、『知内町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長。

◎　副 町 長（大野　樹）

議案第１号、知内町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について。

知内町過疎地域持続的発展市町村計画（令和３年度～令和７年度）を別紙のとおり策定したいので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第１９号）第８条第１項の規定に基づき、議会の議決を求める。

今回の過疎計画につきましては、昭和４５年に過疎地域対策特別緊急措置法が１０年間の時限立法として制定されて以来、これまで５回の措置法により５０年間にわたる特別措置が講じられ、その都度町の事業計画を策定し事業を進めて参りました。本年４月１日に過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されたことから、新法に基づき本年度から令和７年度までの５年間の新たな過疎計画を策定するものであります。

計画の詳細につきましては、この後、政策調整課長より説明を致します。よろしくお願い致します。

◎　議　　長（伊藤政博）

政策調整課長。

◎　政策調整課長（長谷川将之）

それでは、ご説明致します。計画の本文につきましては別冊で、冊子でお配りしておりますが、概要の説明につきましては、お手元の説明資料にてご説明を致します。説明資料の見出しナンバー２、政策調整課資料の１ページをご覧ください。知内町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について。最初に目的ですが、今回の策定は国の法律改正による新しい町の過疎計画を策定するものでございます。過疎地域の持続的発展を支援するため、この計画に掲載されている事業については地方交付税充当率の優遇措置がある過疎対策事業債の適用が

可能となります。これまでも町では過疎債を適用した事業を進めて参りましたが、今後においても財政上有利である過疎債は事業を進めるにあたり必要な財源となります。２の施行期間ですが、法律の施行期間は令和３年から１０年間です。町の計画はその前期と後期に分けまして、まず前期の５年分の策定となります。３の市町村の役割ですが、議会の議決を経て、計画を定めることとなっております。４の計画の構成ですが、１の基本的な事項から８の教育の振興までの構成となっております。

次に２ページ目をご覧ください。左側が今回、国の新しい法律であります過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の概要であります。内容は記載のとおりですが、この法律の８条に基づいて町の計画を策定するものであります。２ページ目をご覧ください。すいません。２ページ目の右側ご覧ください。ここからが、今回、策定しました知内町過疎地域持続的発展市町村計画の概要でございます。これにつきましては、あらかじめ国から計画の作成例というものが示されておりまして、その作成例にならって本町の現状や課題、そして方向性などを記載しております。なお、記載の内容につきましては、「第６次まちづくり総合計画」、また「第２期まち・ひと・しごと総合戦略」に沿った中身となっております。構成につきましては、最初に本町の過疎の状況、次に基本方針、基本目標となっております。基本目標につきましては、国の指示により現行の令和元年度に策定した人口ビジョンを目標値として記載しておりますが、これにつきましては、今後の令和６年度の人口ビジョン改定時に見直しをかける予定となっております。２ページ目の右側の下段からが、各分野毎の計画記載になっております。要点だけ説明して参ります。最初に移住・定住・交流の分野ですが、Ｕターンの促進や今年度から始めます地域おこし協力隊などを記載しております。

次に３ページをご覧ください。左側の部分から産業の分野につきまして、ニラ共選施設ですとか漁業の養殖施設こういったものの整備、商工業においては、コープさっぽろによる町民利便性の向上など、現在または今後において、過疎債の適用が見込まれるものを中心に記載しております。次に３ページ右側になりますが、地域における情報化という部分で、今後のデジタル化に対応する部分として「Ｓｏｃｉｅｔｙ５．０」や「ＤＸの推進」というものをあげております。次に交通施設の整備、交通手段の確保について、またその次の項目であります生活環境の整備の分野におきましては、町民の安心安全な生活環境を維持するため、道路、交通、河川、上下水道、ゴミ処理施設、消防、公営住宅とそれぞれの項目毎に現状・課題、今後の目標というものを記載しております。

次に４ページの左側、下段をご覧ください。子育て環境の確保と高齢者等の福祉の増進についてですが、子育て支援の充実やコロナウイルスをはじめとした各種感染症の対策、また障がい者の福祉として、今後のグループホームの施設整備などを記載しております。

次に４ページ右側ですが、教育の振興についてであります。今後の小学校統合問題、高校の魅力化、文化・スポーツによる地域づくりなどを進めて参ります。また、全体を通してですが、全ての分野に知内町公共施設等総合管理計画との整合性について記述しております。これについては、今後、公共施設の長寿命化改修や施設の統合、複合化を行う際に財源として過疎債の適用を見込んでいるものでありまして、全ての関連項目に記載を入れております。

なお、今回の変更計画につきましては、既に北海道知事との事前協議を終えまして、８月２６日付で知事から異議のない旨回答をいただいているところでございます。

説明は以上です。よろしくお願い致します。

◎　議　　長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

２番、山田君。

◎　２　　番（山田顕人）

計画（案）の方の８ページに載っている、これでいくと、説明資料でいくと２ページ目の右側の方の基本目標のところでご質問させていただきます。令和３年の人口４月１日現在ですけども、４，１１６人ということで、令和７年で目標が４，２４６人ということで、プラス１３０人になっているんですけども、この辺は国の指示でということでありましたので、了解しました。その下の暮らし満足度というところで８０％、令和７年度には８０％ということになっています。これは何をもって８０％だったのか、ちょっとお聞きします。

◎　議　　長（伊藤政博）

政策調整課長。

◎　政策調整課長（長谷川将之）

ご説明致します。この令和７年度の目標値というものは、知内町の「第２期まち・ひと・しごと総合戦略」の中で、その満足度そういったものについても、この目標値を定めております。そちらの部分の目標値となっているところです。

◎　議　　長（伊藤政博）

２番、山田君。

◎　２　　番（山田顕人）

まち・ひと・しごとの方で８０％ということになっていると。では、その前段でアンケートか何かで町民の皆さんにその辺りをアンケート調査したのかどうなのか、その辺りをお聞きします。

◎　議　　長（伊藤政博）

政策調整課長。

◎　政策調整課長（長谷川将之）

ご説明します。現段階で、暮らしの満足度という部分のアンケート調査については、ちょっと今後いつかの時点でそれはアンケート調査する予定はしておりますが、現段階での数値というものは持っていませんので、ここはちょっと空欄となっております。以上です。

◎　議　　長（伊藤政博）

２番、山田君。

◎　２　　番（山田顕人）

今これ８０％というのが妥当なのかどうなのかというのはちょっとわからないですけども、今段階で令和、今年やるのか、来年度やるのか、ちょっとわからないですけども、アンケート調査でこれ８０％以上になったら、これまた令和７年度になると８０％以上の、それ以上の目標値が出てこないとおかしいと思うんです。だから、この目標値というのがやっぱり一度調査して、それからパーセンテージを決めた方が良いのかなと思うんですけども、如何でしょうか。

◎　議　　長（伊藤政博）

政策調整課長。

◎　政策調整課長（長谷川将之）

ご説明致します。「第１期のまち・ひと・しごと総合戦略」の時にですね、アンケート調査の方は一度行っているところで、その基礎的な数値そっから引っ張って目標値を定めているというところでございます。

◎　議　　長（伊藤政博）

２番、山田君。

◎　２　　番（山田顕人）

ということは、調査した時は８０％以下だったということで、ご理解してよろしいんでしょうか。

◎　議　　長（伊藤政博）

政策調整課長。

◎　政策調整課長（長谷川将之）

ご説明致します。その時の数字ですけども、暮らしの満足度という部分では７１％でした。知内町に住み続けたいという項目については７９％という数字でありました。それをもとにこの目標値を８０というふうに定めております。以上です。

◎　議　　長（伊藤政博）

その他質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第１号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

●　議案第２号　職員の特殊勤務手当の支給に関する条例の制定について

◎　議　　長（伊藤政博）

次に日程第１０、議案第２号、『職員の特殊勤務手当の支給に関する条例の制定について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長。

◎　副 町 長（大野　樹）

議案第２号、職員の特殊勤務手当の支給に関する条例の制定について。

職員の特殊勤務手当の支給に関する条例を次のように定める。令和３年９月２４日提出。

条例の制定につきましては、新型コロナウイルス感染症等、国が指定している感染症に係る防疫等業務に従事した職員に対し、地方自治法や人事院規則に定める特殊勤務手当を支給

するため、条例を制定するものです。

なお、知内消防署員の手当につきましては、渡島西部広域事務組合で既に整備済となっております。

詳細につきましては、この後、総務課長より説明を致します。

◎　議　　長（伊藤政博）

総務課長。

◎　総務課長（西野俊一）

それでは、私の方から条例の内容について説明させていただきます。

この条例につきましては、第１条の目的から第４条の特殊勤務手当の支給方法までの構成となっております。詳細につきましては、予算説明資料見出し１の総務課関係の１ページで説明したいと思いますので、説明資料の方をお開き願いたいと思います。見出しナンバー１、１ページです。提案の理由につきましては、先ほど副町長の方から説明がありましたので、省略させていただきまして、制定の内容をご説明させていただきます。まず２番目の制定の内容の対象となる感染症ですが、この表の中の感染症の予防に関する法律関係、指定感染症と言われているものですけども、右側の一類感染症で７感染症、それから二類感染症の６感染症を指しております。それから、今回新たに下の方ですけども、新型コロナウイルス感染症を定めるということで、政令で定められておりますので、この新型コロナウイルス感染症を新たに加えております。それで、対象となる業務手当につきましても、指定感染症の方につきましては、患者の救護若しくは付着した物件の処理に従事した者については、手当「２，０００円」、それから新型コロナウイルス関係で感染者等への直接の接触を行わず、問診等の業務又は消毒等に従事したものについては「３，０００円」、下の方の身体に接触又は長時間にわたり接して行う作業に対しましては「４，０００円」ということになっております。これらにつきましては、全部国の方に準じて各町の方、それから今、副町長おっしゃった渡島西部広域事務組合と同じ額になっております。

それで、議案に戻っていただきまして、２ページです。議案の２ページで、附則ですが、１項としまして、この条例は、公布の日から施行します。また、２項として、知内町職員の給与に関する条例第１２条の次に１条を加えて、第１２条の２としまして、特殊勤務手当を加える提案になっております。

以上で説明は終わります。よろしくお願い致します。

◎　議　　長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

９番、谷口君。

◎　９　　番（谷口康之）

今回のこの手当はわかるんですけども、今回この感染症の部分だけの対象の手当なのか、それともまた他の部分も加味されているのか、その辺まずお知らせ願いたいと思います。

◎　議　　長（伊藤政博）

総務課長。

◎　総務課長（西野俊一）

ご説明致します。うちの町にもですね、平成１８年まで特殊勤務手当という項目がありま

して、野犬掃討だとか、蜂駆除だとか、あとその次に感染症がありました。その時に全部を廃止しております。今回につきましては、先ほど言ったとおりですね、各地でこの新型コロナウイルスが感染しましてですね、国の方で政令で定めておりますので、あわせて上のですね、エボラ菌だとかペスト菌等もですね、含めた形で国の方が定めましたので、うちの方もですね、同じく感染症についての特殊勤務手当を今回新たに制定するものです。

◎　議　　長（伊藤政博）

９番、谷口君。

◎　９　　番（谷口康之）

わかるんですけども、現実問題として今うちの町の一番の懸念はやっぱりコロナウイルスだと思うんですよね。今、課長言いましたように一類とか二類これはほとんどもう早い話うちの町というか日本ではそういうものが感染しているというのはほとんどないと思うんですよ。ただ、このコロナウイルスに関してはですね、現実問題としてクラスターも発生しておりますし、そういう部分でですね、うちの町の手当を出すということになりますと、やっぱり一人や二人の部分でしたら何もそんな心配することないですけど、やっぱりクラスターとか大人数になった場合に、改めて町の職員の派遣だとか消防署の方にいろいろ連絡して協議したり、協力体制をやるということで、これは変な考え方によっては大変重要な問題だと思うんですよね。だから、町は職員に対してそれをやらせるということはやっぱり町の職員に対する、やっぱり責任が町でも発生すると思うんですよ。その辺についてどのような感じで、形で職員の派遣だとかそういうものをやるような形に持っていって考えているのかなと思うんですけど、その辺どうなんですか。

◎　議　　長（伊藤政博）

副町長。

◎　副 町 長（大野　樹）

説明致します。今回、中学校、それから高等学校、それから交流センターということで実際に消毒作業をしているんですね。ですから、その時には防護服を着てきちんとした対応をした中で職員が５人から６人ぐらいで１組になりましてですね、そういう作業をしたということが実際にあったわけです。したがって、そういう危険性もあるわけですから、準備はきちんとした防護服を着ていますけども、そういうことで危険手当ということで国が認めているものですから、町の方としてもそういう作業を実際にしているということで、今後もあるということを想定した中で手当を出したいということでございます。

◎　議　　長（伊藤政博）

９番、谷口君。

◎　９　　番（谷口康之）

そうしますとですね、実際問題うちの町でも保健師さんとかそういう専門な業務をこなしている人達もいると思うんですよ。その方達もそういうものの対象になるのかな、どうなんですか。

それからもう一つですね、やはりこの感染症の今、副町長が言いましたように５人とか派遣して、実際派遣したということになりますと、やはりその職員も完全防備だと言いますけども、そういう形のものに対するですね、やっぱりウイルスの場合は事前の講習だとかそういう職員に対する心構えだとか、そういうものをきちっとやって、やっぱりそういう町とし

ても話、町長だとか副町長、私の年代と同じぐらいだけども、年寄りが行くわけじゃなくて、やっぱり若い職員がメインでそういう活動をしてもらうと思うんですけども、その辺にもしですね、心配しているのは若い人がそういう形で派遣されて感染症になった場合のですね、今のコロナの場合はやっぱり後遺症だとかそういうものが、やっぱり出る可能性が結構高いみたいなこと、若い人は特にそういう形になる可能性が高いという、その辺の町としても責任の取り方というか、そういうきちっとした職員に対するそういうものをアフターできちっとやれるのかどうなのか、やっているのかどうなのか、考えているのかどうなのか、その辺どうなんですか。

◎　議　　長（伊藤政博）

総務課長。

◎　総務課長（西野俊一）

ご説明致します。消毒関係につきましてはですね、今、実際に副町長おっしゃったとおり、交流センター含めてですね、消毒していただいて、ただマニュアル等をですね、ちょっと整備していなかったものですから、今、早急にですね、保健師を中心にですね、総務と打合せしながら、まず消毒、どのような消毒体制、今、議員おっしゃったとおりですね、感染対策をしっかりした消毒をどのようにやればいいかですね、国のものも、出ているものもありますので、それらをうちの方にマッチしたマニュアルを今、作っております。あと今、データ的におっしゃった指針的なものもですね、やっぱり町の方でやっぱり示していかなきゃないと思いますので、それも含めてですね、どのような対策を講じていくか、実際にクラスターになった、２件もなっていますので、その辺もですね、今、町長の方から指示受けていますので、それも今、整備急いでやっておりますので。あとここに書いているとおり、あと消毒もありましたけども、あと濃厚接触者と言われている者をですね、職員が医療機関に送り届けた例もありますし、あと実際にはちょっとなかったかもわかりませんが、保健師等がですね、道の方が手が回らなくて、うちの保健師がそういう場面もありますので、それらはこれで救えるのかなと思いますので、いずれにしても、そういう町のですね、マニュアル化をですね、今、進めている最中だということです。

◎　議　　長（伊藤政博）

町長。

◎　町　　長（西山和夫）

今回、知内高校でクラスターということで、寮生も相当な人数、今回出ました。それで、土日の対応だったということで保健所との連絡等もあまりスムーズな対応はできなかったということで、それで日曜日に発生して高校生、寮の高校生、特に野球部がグラウンドで練習していたという状況もあったものですから、早々にその練習を中止して、まず寄宿舎、寮の感染予防対策として消毒が必要だろうということで緊急的に職員に対応していただいた。その時に職員には自分からあくまでも任意だと、感染する危険性あるわけですから、それに同意していただいた職員に今回寮に入っていただいて、消毒をしていただいたという経過あります。ただ今回感じて、果たして本当に今、９番議員おっしゃるように危険な場所に職員をということで、いくら手当がということであっても、やっぱりケースバイケースで今後の対応策としてしっかりした消毒業者をつかまえて、土日関わらず、そうした緊急事態の時には消毒していただけるのか、その辺の対応ももう少し詰めながら今後対応していきたいなと思っ

ています。

◎　議　　長（伊藤政博）

他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第２号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

●　議案第３号　知内町町技バレーボール普及委員設置条例の廃止について

◎　議　　長（伊藤政博）

次に日程第１１、議案第３号、『知内町町技バレーボール普及委員設置条例の廃止について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

社会教育課長。

◎　社会教育課長（佐藤辰治）

議案第３号、知内町町技バレーボール普及委員設置条例の廃止について。

知内町町技バレーボール普及委員設置条例を廃止する条例を次のように定める。

知内町町技バレーボール普及委員設置条例を廃止する条例。

知内町町技バレーボール普及委員設置条例（昭和４５年条例第８号）は、廃止する。

廃止提案理由について説明致します。こちらの条例につきましては、昭和４５年に本条例を制定しまして、バレーボールの技術を広く伝えるための普及委員として設置しましたが、現在では運動やスポーツの多様性や多面性ということから、特定のスポーツだけではなく様々な運動やスポーツの在り方が期待され、東京オリンピック、パラリンピックにおきましても様々な新種目が採用されております。そのことから、一部特定のスポーツ種目に限定した活動の推進や国籍、障がい等による規則等を、規制を設けることなく、全ての町民に対し健康づくりや障がいスポーツの普及振興を図り、多様な視点から共生社会の実現に向けスポーツ行政サービスの向上を図ることから、この条例を廃止しまして、次の議案４号で新たな条例の制定を提案するものです。

附則としまして、この条例は、令和３年１０月１日から施行する。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願い致します。

◎　議　　長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですので、討論を終わります。

これから、議案第３号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第４号　知内町町民皆スポーツ条例の制定について

◎　議　　長（伊藤政博）

次に日程第１２、議案第４号、『知内町町民皆スポーツ条例の制定について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

教育長。

◎　教　育　長（本間茂裕）

議案第４号、知内町町民皆スポーツ条例の制定について。

知内町町民皆スポーツ条例を次のように定める。

本条例制定の趣旨について説明をさせていただきます。一部特定スポーツの推進に限定しました条例の廃止に伴い、令和元年度施行の知内町スポーツ推進計画を踏まえ、国籍や性別、障がいの有無に関わらず、全ての町民が様々な場所で、様々な運動、スポーツを通じて共生社会の実現を目指し、本条例を制定するものであります。

条例の概要につきましては、社会教育課長より説明を申し上げます。よろしくお願い致します。

◎　議　　長（伊藤政博）

社会教育課長。

◎　社会教育課長（佐藤辰治）

私から条例の概要について説明させていただきます。説明資料、教育委員会資料ナンバー７の１ページ目をお開きください。知内町町民皆スポーツ条例の概要になります。教育長より提案説明ありましたが、提案までの経過としまして、平成３０年度に実施しました健康推進計画調査により、３０代から５０代の運動習慣が低い水準の結果を踏まえて、スポーツ推進委員や町民の方々との町民皆スポーツについての方向性の検討を進めてきた中で、本条例の制定の提案となっております。本条例の制定によりまして、４０代から５０代の運動習慣の定着率を令和５年度までに４３％とし、令和６年度までに４０代から５０代の運動習慣の定着率を４５％とする目標を掲げております。

議案に戻りまして、知内町町民皆スポーツ条例の第１条の設置の目的です。町内で暮らす全ての町民が、町内のあらゆる場所と様々な機会において、自ら運動やスポーツの楽しさに

気づき、主体的にその活動を行うと共に、運動やスポーツを通じた共生社会の実現を図ることを目的としております。

第２条の基本理念になりますが、世代と段階、目的に応じた４点の理念となっております。１点目は、楽しみ、交流することを目的とした生涯スポーツ。２点目は、心身ともに鍛えぬき、勝つことを目的とした競技スポーツ。３点目は、健康づくりや体力向上のための健康スポーツ。４点目は、性別や障がい、国籍を問わず交流を図るための共生スポーツとなっております。

第３条は町の責務としまして、施設や地域の特性に応じた施策により、学校、家庭、地域と相互に連携を図りながら協働に努めます。

第４条は指導者の育成としまして、人材の育成及び資質の向上を図るよう、研修や講習、その他の必要な施策を講じます。

第５条は競技水準の向上を図るために、町が設置するスポーツ施設の環境整備と施策を講じる条文となっております。

附則としまして、この条例は、令和３年１０月１日から施行するものでございます。

説明は以上です。よろしくお願い致します。

◎　議　　長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

６番、松井君。

◎　６　　番（松井盛泰）

まずスポーツ条例の制定そのものの意味はわかるのですが、一つ気になることは、このスポーツ条例で何故勝つことが目的になるのか、それを説明願います。

◎　議　　長（伊藤政博）

社会教育課長。

◎　社会教育課長（佐藤辰治）

この４つの理念の中、それぞれ生涯スポーツ、楽しみ、交流することの生涯スポーツ、２つ目が勝つことを目的とした競技スポーツ、３つ目が健康づくりを目的として健康スポーツ、あと偏見等、差別等なく交流を図るための目的とした共生スポーツの４本柱となっております。その４本柱におきまして、それぞれのスポーツに対する自由な概念のもと、町民が何を目的として行うかということで、それぞれの段階と目的に応じた基本の理念となっておりまして、ご指摘の競技スポーツというものに関しては、スポーツの技術や記録の向上を目指しまして、人間の極限の挑戦を追求する選手のスポーツであり、相手と自分の勝負に勝つか負けるかが主な目的となります。勝つために鍛錬、努力をして見ている人に感動を与えるということになりますので、そのことから競技スポーツにおきましては、勝つことを目的とした基本理念として掲げております。よろしくお願いします。

◎　議　　長（伊藤政博）

６番、松井君。

◎　６　　番（松井盛泰）

ちょっと何か勘違いしているんでないか、あなた。今、参考資料の中では５０代、６０代、７０代と運動する人口がずんずん増えてきている。６０代、７０代の人に勝つことを目的に

運動させるの、ではないでしょ。心身共に鍛えることが一つの大きな目的でしょ。勝つことをこの条例の目的とするんだったら、これは賛成できるような条例ではないですよ。教育長、どう思います。

◎　議　　長（伊藤政博）

教育長。

◎　教　育　長（本間茂裕）

お答え申し上げます。２条の基本理念のところに、４つのスポーツが掲げられております。議員ご指摘のとおり、勝つことのみを目的とするのは私もよくないというふうに思っております。ただ、スポーツにはいろんな切り口があります。例えば自分の健康を増進したいというスポーツ、あるいは仲間づくりをしたいというスポーツ、ライフステージによっていろんなスポーツの取り組み方はあります。同様にスポーツを愛する人達の中には一定数アスリートと呼ばれる、そういう自分の可能性に挑戦する世代、集団もいるのも事実であります。そういった方達は自己の記録に挑戦し、あるいは団体競技であれば相手に勝つことを目的とする、そのことを通じて自分の人生を豊かなものにしていく、そのように解釈しております。ですので、勝つことを目的とするのではなくて、勝つことを目的とした競技スポーツ、それも応援をしていく、そういうふうに考えております。

◎　議　　長（伊藤政博）

６番、松井君。

◎　６　　番（松井盛泰）

目的の中にですね、「運動やスポーツを通じて共生社会の実現を」という一つの大きな目的があるんですよ。５０代、６０代に勝つ、競い合わせるということ自体このスポーツ条例に反していると思いませんか。この「勝つことを目的」という、この字句だけ抜かすわけにはいきませんか。それだけ一言聞きます。

◎　議　　長（伊藤政博）

暫時休憩します。

休憩を取り消し、会議を再開します。

社会教育課長。

◎　社会教育課長（佐藤辰治）

これそれぞれにこの理念というのがそれぞれの段階、目標、健康を目的とする方、高齢者等ですね、健康スポーツを振興する、第２条、（３）ですね、障がいスポーツということで、楽しみ、交流、レクリエーションだとかそういう形でそういう目的のもとにスポーツをする方については生涯スポーツといったことで、それぞれの目標、段階に応じて、その中には心身ともに、２号の勝つことを目的とした競技スポーツを目的とした方もいればという中での勝つことという競技スポーツ、先ほど説明致しましたが、競技スポーツというのがそれぞれの選手が限界への挑戦を追求することによりまして、競技の中でそれで勝つか負けるかの主な目的としてそれに向けて努力、鍛錬をしているのが現状であります。そのことから競技スポーツにおきましては勝つことということで、勝つことをという文言を入れた中で理念としております。よろしくお願い致します。

◎　議　　長（伊藤政博）

教育長、補足があれば。よろしいですか。

他に質疑ございませんか。

９番、谷口君。

◎　９　　番（谷口康之）

勝つことって、なかなか私もこれ引っかかっていたんですけども、大体理解できましたので。ただ、うちの町の今の人口というか、あれを見ますと、やはり農家の４０代、５０代と言えば、農家の方を見ますと、やはり一番働き盛りでニラとか何かって一年中仕事にぼったくられて、そったらスポーツやっている暇なんてどこにあるのよという声が私は出て来るんじゃないかと思うんですよね。だから、やっぱりこういう形でやれる人間って言ったら、時間の取れる公務員さんだとか、勤めている方が大体そういうふうになるのかなと思うんですけども、やっぱり農家とか漁業の方々にも参加してもらうってなったら、やはりこれを作った以上はそういう形でもいろんな工夫だとか働きかけが必要だと思うんですけども、その辺についてどのような形で考えているのか、お知らせ願いたいと思います。

◎　議　　長（伊藤政博）

社会教育課長。

◎　社会教育課長（佐藤辰治）

先ほど資料の方でも概要について説明しましたが、働く世代４０代から５０代の運動普及率というのが非常に低い状況になっております。そのことから今回、総合計画の方でもそちらの方に力を入れる、生涯スポーツ、健康増進スポーツという部分での取り組みに力を入れている中で、今、どこでも、誰でも、取りかかれるような「ゆるスポリンピック」など等を実施した中で、まずは軽いスポーツの中から簡単なスポーツ、誰でもできるスポーツから取りかかって徐々にそういう健康づくりのスポーツに参加していただくような形で取り組んでおります。よろしくお願い致します。

◎　議　　長（伊藤政博）

９番、谷口君。

◎　９　　番（谷口康之）

課長、言うのはわかるよ。わかるけども、現実問題として、うちの町の今の人達の、今言う、課長が言うように４０代、５０代の人達が少ないって、当然一番働き盛りで一番仕事している人間だものそういうものに行くわけないって、私は思っているんですよね。だから、そういう人達も参加できるようなって言ったら、言葉でベラベラ言うのはわかるんですけども、そしたらもしどういう競技だったら参加できる可能性があるんじゃないかって、そういう具体的なものってまだ全然頭の中で考えてモヤモヤしているものか、それともきちっとそういうもの、こういうものをやりたいというものがあるのか、スポーツ的なもので。どうですか。

◎　議　　長（伊藤政博）

教育長。

◎　教　育　長（本間茂裕）

ご質問ありがとうございます。本当に４０代、５０代の働き盛りの方というのは農業をやられている方もそうですし、サラリーマンも本当に運動する時間がない忙しい日々を送っていると思います。ですが、健康でいるためにはその世代、その世代に通じてやれるスポーツに親しんでいくということは凄く大事なことだというふうに思っています。ちなみに「ゆる

スポリンピック」という言葉が課長の口から出ましたけど、スポーツ振興係の方では「さあ、これからスポーツをやるぞ」って言うのではなくて、ちょっとスポーツセンターに寄った時にロビーでスリッパ卓球をやるだとか、それから輪投げをやるだとか、フラフープをやるだとか、手軽に取り組みやすいメニューを用意して既に始めているところでございます。今後ですね、本当にそういう方達が気軽に楽しめるような、そういう事業を更に作っていきたい。その辺をスポーツセンターニュースでも広く周知をして参りたいというふうに思っております。

◎　議　　長（伊藤政博）

他に質疑ございませんか。

７番、笠松君。

◎　７　　番（笠松悦子）

凄いこれは私、良いことだなって理解はできます。これってね、私、ちょっと単純に思うかもしれないんですけども、教育委員会だけの問題じゃないと思うんです。健康増進のためっていうことに重点を置いているんじゃないかと理解しているので、それはこのスポーツだからこうしなさいとか、このスポーツやれば健康になるとかって言うんじゃなく、やっぱり人材育成、農家の人は本当に時間がないって。でも、それは個人個人のね、考え方によると思うんですよ。それが、だから教育委員会主導のスポーツという目的でいこうとするから何か不安というか、理解が難しくなるんじゃないかなって思っています。ということで、やっぱり民生課にばかり責任持たせたら悪いんですけれども、高齢者が今、一生懸命出ている健康教室とかありますよね、ああいう形で本当に健康、それこそラジオ体操だろうと何だろうと、それから私、そこでやっているパークゴルフなんか凄く身体に良いと思いますし、町としてもそこの水泳するところとかいろいろやっていますし、本当は一番最初こもれび温泉でみんなで健康な身体を作りましょうということで、あそこのプールやったはずですよね。だからそういうふうにスポーツセンターだけのというか、教育委員会だけの事業としないで、これは皆スポーツ条例凄く良いことだと思いますけれども、そこの中で行政一つになってやってもらった方が理解してもらえると思います。

◎　議　　長（伊藤政博）

町長。

◎　町　　長（西山和夫）

谷口議員から農業、漁業いろいろ労働で体力を使った後なかなかスポーツに馴染めないだろうという話もありましたけども、ただ自分の反省として、確かに自分もそうだったんです。スキーやって怪我すれば沖に行く人間がいなくなるという、それでそういうものは控えてきた経緯あります。ただ、今回の皆スポーツというのは様々な競技を含めて健康づくりのスポーツあわせて全体で今こういう条例を作って推進しましょうということですから、今、先ほど笠松議員からあったように、疲れた身体を例えばプールで癒やすだとかいろんな考え方あると思うし、今、上野係長も独自にＤＶＤ発信していろいろ身体のケアというかストレッチやっていますけども、そうしたものを自分の中でどう活用して仕事の疲れを癒やして次また朝早く仕事に向えるかという、そうしたことも健康づくりに繋がるだろうと思いますので、全体で見ていただいて確かに勝負は勝つことです。ただ、参加することにも意義があるわけですし、まして勝ったからといってガッツポーズだとかいろいろ取ることに批判もあります

し、あくまでも勝って共有するという、仲間と共有するということも大事な一つのことになるだろうと思いますので、全体で捉えてそれぞれのやり方で皆スポーツということでスポーツに馴染んでいただいて、それぞれの対応していただけるようにこれからも推進していきたいなと思っています。

◎　議　　長（伊藤政博）

他に質疑ございませんか。

８番、木村君。

◎　８　　番（木村　一）

今、９番議員からもなかなか働く世代は、なかなかこの運動に馴染めないというか、その時間も作れないというか、本来であれば自営業だから自分でやる気になればいいけども、やっぱり仕事が忙しくてそっちをやっている暇はないというのが現実でございます。７番議員さんからも様々な意見が出たけども、ちょっと私、聞きたいんですけども、制定後の目標。まずこれが目標でしょ。４０代から５０代スポーツする割合を４０、４３、４５％に目標を掲げてあげている。この４０、４３、４５を、目標を掲げてどういう、目標を達成するためにどういうことを考えているのか、ちょっとその辺。例えば一生懸命ＰＲ活動を例えばやるとか、今、社会教育で上野さんが様々な冊子出してそれをいろんな方に家で気楽に簡単な運動機能ができるとか、運動するということはやっぱり健康増進して元気で長生きすれば、これほど良いことはないんだ、病院に通わなくていいんだから。だから、その辺をどうやって今の４０、４３、４５の目標を達成するために何をするのか、その辺をちょっとお願いします。

◎　議　　長（伊藤政博）

社会教育課長。

◎　社会教育課長（佐藤辰治）

ご説明致します。それぞれの事業につきましては、ここ数年コロナ禍ということでなかなか事業が実施できなかったこともありますが、それらも踏まえつつ、参加しやすい、誰でも参加しやすい事業を、計画を進めていきたいと思っています。あとですね、先日、北海道新聞の方に掲載出たんですが、自宅でもできるストレッチだとかそういう子どもから幼児、高齢者の健康づくりというもののマニュアルというか方法ですね、運動の。そういうものを町のホームページにアップして、それを見ていただくと、そちらの基礎トレーニングが自宅でもできるというようなものになっていますので、そういうものを活用した中で、そういう運動から始めて各種事業に参加していただくというようなことを考えております。よろしくお願い致します。

◎　議　　長（伊藤政博）

８番、木村君。

◎　８　　番（木村　一）

ホームページにアクセスして、例えばそういう人から町の方に、町から行くんでなくて、向こうから来なさいということかい。

◎　議　　長（伊藤政博）

社会教育課長。

◎　社会教育課長（佐藤辰治）

すいません。自宅でもできる、先ほど言った農家の方、出てくるのに時間がつかないとか

っていう場合におきましても、自宅でできるストレッチからということで、そのストレッチの仕方というものが、マニュアル化されたものがホームページで出ておりますので、そちらを活用していただければと思います。以上です。

◎　議　　長（伊藤政博）

７番、笠松君。

◎　７　　番（笠松悦子）

そういうような方向性も進めていただけるのであれば本当に若い人達も今そういうパソコンなり、携帯なりで気軽に家族で、親子で取り組めるような方向ができると思うので、是非進めてほしいなと思います。

◎　議　　長（伊藤政博）

他に質疑ございませんか。

２番、山田君。

◎　２　　番（山田顕人）

今、言われたように、やりやすい運動だとかそういうのを工夫して計画を立てるみたいな話をしていました。今、知内町スポーツ推進計画というのが令和１年から令和５年までの５年間計画されています。こういう計画を立てて、まず実施していくとは思うんですけども、この条例と何ら関連していないというか、何かこの推進計画になるのか、町民皆スポーツの推進計画になるのか、どういうふうになるのかわからないですけども、計画を立てていくというのがこの条例には謳っていないです。その辺、本来でいけば、その計画も入れていった方がいいのかなというふうに思うんですけども、如何でしょうか。

◎　議　　長（伊藤政博）

暫時休憩します。

休憩を取り消します。

社会教育課長。

◎　社会教育課長（佐藤辰治）

説明致します。この基本、皆スポーツの中身なんですが、それぞれの指針が計画に基づいて、先ほど言った生涯スポーツ、競技スポーツ、健康スポーツ、共生スポーツという部分の指針が総合計画の方にも同じような形で計画化されております。そちらによりまして、この条例に基づいて計画も遂行するというようなことで考えております。よろしくお願い致します。

◎　議　　長（伊藤政博）

２番、山田君。

◎　２　　番（山田顕人）

そこに沿って、計画に沿っていくということをこの条例には謳っていないんです。だからその辺を明確に謳った方がいいのかなというふうに私、思うんですけども、如何ですか。

◎　議　　長（伊藤政博）

教育長。

◎　教　育　長（本間茂裕）

ご質問ありがとうございます。まずこの町民皆スポーツ条例の制定の根っこのところは、やはり町民皆スポーツ、全ての町民の方がいろんな場面で、いつでも、どこでも、どなたで

もスポーツに親しむことのできる町になりたいと、そういう願いがまず一つ込められております。そのことはスポーツ推進計画にも謳ってございます。

それからもう一つ、この条例の趣旨の大きなところは、やはり共生社会を作っていく上でスポーツの力を借りて、共生社会を作っていきましょうという、この２本柱だというふうに考えております。根っこの、我が町の町民皆スポーツの根っこのところはこの条例で基本理念を謳っておいて、具体的な推進計画については、先ほど議員おっしゃった、もう既に既存のですね、推進計画に則って、そして社会教育の事業を実施をしていくと、そういうふうな仕組みになっているというふうに考えております。

◎　議　　長（伊藤政博）

２番、山田君。

◎　２　　番（山田顕人）

ですからね、この条例にそのことを載せた方がいいのかなというふうに私、思っているだけの話で、スポーツ推進計画というのが令和５年で終わります。その後、多分、６年以降も政策すると、また計画立てていくと思うんですけども、この辺のことをこの条例に謳っておいた方が計画も立てやすいし、実行しやすい、４本柱ありますけども、実践する、推進する、振興する、促進するということ書いています。この辺をその計画に則ってやっていくというような形でやっていくと、この辺を実施しやすいんでないのかっていうふうに私、思うんですけども、如何ですか。もう一度お願いします。

◎　議　　長（伊藤政博）

社会教育課長。

◎　社会教育課長（佐藤辰治）

基本計画という部分での文言はこの条例の中には出ておりませんが、町の責務と致しまして、それらのこの基本理念に則って、あらゆる施策等を講ずるということで、その施策というのが半ば総合計画という形にもなってくるので、そういうことでご理解いただきたいと思います。よろしくお願い致します。

◎　議　　長（伊藤政博）

他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

６番、松井君。

◎　６　　番（松井盛泰）

先ほど教育長が言われたスポーツを通じて共生社会を形成していく、そのための皆スポーツ条例これはわかるんです。基本理念見ても、楽しみながら交流する生涯スポーツ。更には心身ともに鍛えぬく。健康づくり、健康スポーツを振興していく。こういう理念も非常にわかる。ただ残念なことは、拘るわけではございませんが、「勝つこと」というこの目的がどうしても理解できない。競技していく中でそれは勝負する機会もあるでしょう。それは致し方ない部分として、だけども、町民皆がこぞってこのスポーツを楽しんでいこうという、そういう施設を使わないスポーツであろうと、自宅でやるスポーツであろうと、体力づくりで今やろうという、この条例形成の中にですね、どうしても勝つことを目的にするということが

私は理解できない。町で条例をつくるということは、憲法つくるのと同じことなんですよ。まあまあでつくれる条例ではないんですよ。よって、私はこの文言あるがために反対せざるを得ません。以上です。

◎　議　　長（伊藤政博）

他に討論ございませんか。

１番、成澤君。

◎　１　　番（成澤五郎）

私は賛成の立場から、討論に加わりたいと思います。この目的、第１条、第２条は基本理念、こういったことを見ればですね、やはり特に今、理念のところでこの「勝つことを目的」ということに議論が今、集中しているように思いますが、私はこの４つの理念の中にとってもバランスよく、ここで基本理念が記されていると、このように思います。むしろ、勝つことを競技スポーツという、この競技をしていく上で勝つという目的を失ったならば、これは競技にならない、遊び、健康、もちろん遊び、健康という点での側面も当然ありますし、ここで言っているのは競技スポーツについては勝つことを明確にして、鍛えて、団結して、あるいは他町と、他の町との競技の時にはそこで団結して勝ちあげていく、これはとてもバランスのいい理念だなということから、私は賛成したいと思います。

◎　議　　長（伊藤政博）

他に討論ございませんか。

８番、木村君。

◎　８　　番（木村　一）

賛成討論で答弁します。先ほど１番議員さんも勝つことを目的としたということの、当然そういうこともスポーツの中、全体で先ほどから教育長の方では答弁されているように全てのものがやっぱりスポーツという一括した一括りの中にきっとこれも入っていると思う。私の場合も「勝つことを目的とした」だから、私は別にこの文言はあまりそんなに拘る必要はないんじゃないかと思うけども。それで、競技スポーツの中でも当然勝つことにすれば町民にやっぱり感動、様々な感動を与えてもらえるし、これもやっぱり町のためには、例をあげれば知内高校の野球部もそうですけども、単純にこういうあまり固有名詞は出したくないですけども、そういうこともやっぱり町民に感動を与えてもらえるし、この条例に対しては私は賛成の立場でいきたいと思います。

◎　議　　長（伊藤政博）

他にございませんか。他に討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第４号を採決します。

本案に賛成の方の起立を求めます。

（　起立多数　）

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、昼食のため、暫時休憩致します。

再開は、午後１時と致します。

（　休憩　午前１１時５６分　）

（　再開　午後　１時００分　）

◎　議　　長（伊藤政博）

休憩を取り消し、会議を再開致します。

●　議案第５号　地方自治法第２０３条及び第２０３条の２に定めある者に対する報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部改正について

◎　議　　長（伊藤政博）

次に日程第１３、議案第５号、『地方自治法第２０３条及び第２０３条の２に定めある者に対する報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部改正について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

◎　総務課長（西野俊一）

議案第５号、地方自治法第２０３条及び第２０３条の２に定める者に対する報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部改正について。

地方自治法第２０３条及び第２０３条の２に定める者に対する報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

下の方ですけども、地方自治法第２０３条及び第２０３条の２に定める者に対する報酬及び費用弁償支給に関する条例（昭和３４年条例第１号）の一部を次のように改正するということで、表の中ですけども、１ページの左側ちょっと太字になっていますけども、先ほど廃止しましたバレーボール普及委員の関係で、これが削除になっております。

続きまして、２ページです。２ページの一番下段です。右側の改正後にですね、知内町上下水道使用料検討委員報酬ということで、この９月にですね、この委員会を今、設置しまして、下水道料金の検討を行っていくにあたりまして、これらの検討委員の報酬です。

続きまして、４ページです。費用弁償の関係で、４ページの現行の中段、バレーボール普及委員を廃止。

それから、５ページの一番下です。知内町上下水道使用料検討委員の費用弁償をこちらの方に定めております。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行します。

以上で説明は終わります。よろしくお願い致します。

◎　議　　長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第５号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第６号　知内町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について

◎ 議　　長（伊藤政博）

次に日程第１４、議案第６号、『知内町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長。

◎ 副 町 長（大野　樹）

議案第６号、知内町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について。

知内町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例を次のように定める。

本年４月１日に「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が施行されたことから、新法に基づき、これまで過疎地域自立促進特別措置法に伴う固定資産税の課税免除に関する条例を廃止しまして、課税免除を全部改正した新たな条例を制定するものであります。

詳細につきましては、この後、税務会計課長より説明を致します。よろしくお願い致します。

◎ 議　　長（伊藤政博）

税務会計課長。

◎ 税務会計課長（南　一貴）

それではですね、私の方から議案第６号のですね、条例の改正の制定の概要について説明させていただきます。説明につきましては、説明資料の見出しナンバー３の１ページ目をお開きいただきたいと思います。こちらの方に制定の概要を載せておりますが、従前からですね、うちの知内町過疎地域における固定資産税の課税免除における条例がありまして、今回の改正の内容について説明させていただきます。先ほど副町長からも説明がありましたとおり、従前の法律である過疎地域自立促進特別措置法から新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が制定されたことにより、従前の固定資産税免除に関する条例を廃止し、新たに知内町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例を制定するものでございます。改正の内容でございますが、今回については、まず対象業種が追加されております。町内において製造業、旅館業、農林水産物等販売業との他に、今回から情報サービス業が追加となりました。そして対象となる資本金別の取得価格により資産のですね、取得価格に要件が設けられました。この資産の取得価格につきましては、今回の改正により、法人の資本金の規模に応じ要件が設けられまして、従前は２千万円以上となっていましたが、これが５００万円以上までの資産までということで対象になりました。今度対象となる設備の投資についてでございますが、従前は新設、増設のみでしたが、資本金の額が５千万円以下の法人については、設備の取得又は製作、建設も新たに追加の対象となりました。課税免除の期間

につきましては、これは従前とは変わりありませんが、申請により新たに固定資産税が課税されることとなった年度から３年間、課税免除されます。それと適用期間についてでございますが、今回の改正により令和６年の３月３１日までの延長となっております。

そして議案に戻りまして、２ページ目をご覧ください。附則の内容についてでございます。

施行期日、１項目、この条例は、公布の日から施行します。

そして、２項目、知内町過疎地域における固定資産税免除に関する条例は、廃止する。

そして、経過措置としましてなんですけど、３項目でございますが、令和３年３月３１日以前に廃止前のですね、条例の適用を受けている場合に関しましては、これは従前の例により適用することとなっております。

以上ですね、知内町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定の内容についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願いします。

◎　議　　長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第６号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

●　議案第７号　令和３年度知内町一般会計補正予算（第４号）について

◎　議　　長（伊藤政博）

次に日程第１５、議案第７号、『令和３年度知内町一般会計補正予算（第４号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

◎　総務課長（西野俊一）

議案第７号、令和３年度知内町一般会計補正予算（第４号）について。

令和３年度知内町一般会計補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございます。第１条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３億４２０万８千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５０億９，１７１万１千円とする。

２項としまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正です。第２条、地方債の追加及び変更は、「第２表　地方債補正」による。

歳出の方からご説明しますので、２０ページをお開き願いたいと思います。２款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費に５万円を追加し、５，２６３万４千円とするものであります。これは１１節役務費で、オンライン会議が増えている状況から通信料を追加補正するものです。

続きまして、２１ページです。４目財政調整基金費に１億４５４万８千円を追加し、１億４，７４８万４千円とするものであります。これは２４節積立金に、財政調整基金積立金として追加するものであります。令和２年度一般会計の決算に伴いまして繰越金が確定し、地方財政法の規定に基づきまして、２分の１以上相当額を積み立てることとなっており、今回は令和３年度の予定を鑑みまして、繰越金全額を積み立てることにした追加補正です。

続きまして、２３ページお開き願いたいと思います。８目交通安全対策費に２万２千円を追加し、２４６万１千円とするものであります。これは１０節需用費で、交通安全業務車の冬タイヤ購入費用を追加するものであります。

続きまして、２５ページお開きください。１０目地域会館管理費で補正はありませんが、１７節備品購入費で、前浜町内会館室内のスロープを購入する予定でしたが、町内会から相談があり原材料があれば自分達で現場にあったスロープを作成できるとのことでしたので、備品購入費を減額し、同額を１５節原材料費に追加するものであります。

続きまして、飛びまして、２９ページお願い致します。２項徴税費、２目賦課徴収費に８万３千円を追加し、１，４１４万４千円とするものであります。これは１０節需用費で、地方税ポータルシステム用デスクトップパソコンの修理費用として追加補正するものであります。

続きまして、４０ページお願い致します。９款１項１目消防費から３６９万３千円を減額し、２億２，６２７万円とするものであります。これは１８節負担金補助及び交付金で、職員退職に伴う人件費の減と新型コロナウイルスの影響による消防署、消防団の各種事業等の中止に伴い負担金が減となったことから減額補正するものです。

続きまして、４１ページです。２目災害対策費に６７１万３千円を追加し、３，７７５万２千円とするものであります。これは１１節役務費、１７節備品購入費、２６節公課費に災害時物資運搬用車両購入費として追加補正。１７節備品購入費のソーラー照明灯を減額し、１４節工事請負費にソーラー照明灯設置工事費を追加補正するもので、事業費に北海道地域づくり交付金を充てることにしておりましたが、北海道からの指導がありまして備品購入費ではなく工事費にしなさいということになりましたので、工事費に組み替えを行うものであります。同じく１７節備品購入費で、水難救命具購入費については以前議会の中でも議論ありました漁港における初期の水難救助で救命具を設置できないか消防署、漁協とも協議を重ねてきまして、この度の購入費になりました。それで、説明資料見出しナンバー１の総務課関係の２ページをお開き願いたいと思います。２ページの先ほど説明しました災害時物資運搬用車両購入についてですが、購入の目的はですね、災害時に今年８月に完成しました認定こども園の向かいにあります防災倉庫に備蓄しています食糧・感染防止用パーテーションなどを避難所へ運搬するほか、水害時の対応におきまして、土嚢などを運搬する車両として購入をしたいと思います。車両選定にあたりましては、小回りが利くですね、積載量１．５ｔ以内、４輪駆動車と小回りが利くということで、最小回転半径５．０ｍ以内、あと一般的な

電子制御のディーゼル車、あとは排ガス規制の、もちろん搭載、それから現場災害の悪路等に対応しまして、地上から少し高い車両を購入したいということで考えております。続きまして、３ページです。水難救命具の設置です。これにつきましては、先ほど言ったとおりですね、以前から議会等、町の方でも議論して参りましたが、漁港において水難事故を発見した場合ですね、消防等が到着するまでの間、発見者がですね、応急的な救助活動を行うことをできるようにするため、設置するものであります。設置場所につきましては、中ノ川漁港・涌元漁港・小谷石漁港、３漁港。設置する救命具はですね、こちらに書いています浮輪、はしご、ホイッスル、防水ライトを想定しておりまして、これをこの箱の中に入れてですね、ダイヤル式の鍵をかけておきます。表示案内しましてですね、消防署に電話をすると解除する番号をですね、すぐ教えていただいて、盗難防止にもちょっとあるものですから、その番号を消防の方が教えてですね、解除して、これらの浮輪等を使うということにしております。あとこの他にですね、この箱にちょっと入らないものですから、衣服を引っかける棒のようなものをですね、ちょっと手作りで消防署の方で今、用意しておりますので、それらもこの横にですね、立てかけて、もしその棒をですね、使っての部分もありましたら、それも活用するということになっております。あと夜間にですね、はっきりわかるようにＬＥＤの回転灯もつけることにしております。

議案に戻っていただきまして、４５ページです。１３款１項１目職員等給与費に１０万円を追加し、７億２，８８１万５千円とするものであります。これは３節職員手当等に、先ほど議案第２号で議決いただきました特殊勤務手当等を追加補正するものであります。

総務課関係は以上でございます。

◎　議　　長（伊藤政博）

次に政策調整課長。

◎　政策調整課長（長谷川将之）

続きまして、政策調整課関係です。２２ページをお願い致します。２款１項６目企画総務費に１００万円を追加し、１５２万円とするものです。１８節負担金補助及び交付金として、知内町ふるさと創生事業補助金を追加するものです。これは、今年度、新型コロナウイルス感染症のため、町民向けのふるさと創生事業の方は募集停止しているところですが、町が企画して行う事業として、婚活イベントの開催事業及び町の記念映像記録事業、こちらについては今年度実施することとしておりますので、この分の予算計上をするものです。なお、婚活イベント事業につきましては、１２月以降にオンラインによる方法で実施する予定であります。

次に２４ページをご覧ください。２款１項９目環境対策費に５０万円を追加して、４５１万８千円とするものです。１２節委託料に「ゼロカーボンしりうち」地域調査委託料を追加するものです。これにつきましては、２０５０年までに二酸化炭素排出量ゼロを目指して、町としましても、今後、更に踏み込んだ再生可能エネルギーのポテンシャル調査や分析を行って、地域特性にあったゼロカーボンの基礎調査をするものでございます。詳細については、説明資料の見出しナンバー２、政策調整課資料の５ページをご参照ください。

次に２６ページをご覧ください。２款１項１１目自治振興費に９９５万円を追加して、１億７，５１５万２千円とするものです。主な内容は、マイナンバーカードの普及促進事業に係る経費としまして合計１９５万円。また、１１節役務費にふるさと納税の広告費としまし

て４００万円。また、１８節負担金補助及び交付金に空家のリフォーム支援補助金としまして４００万円を追加するものです。マイナンバーカードの普及促進事業につきましては、今後のデジタル化を進めるにあたりまして、マイナンバーカードの普及を進めておりますが、本町のカード交付率は低い水準となっております。そこで、国の補助金を活用しまして、夜間窓口の開設など、住民が簡単に手続きできる機会を増やして、カードの交付率向上を図るものです。詳細につきましては、説明資料の見出しナンバー２、政策調整課資料の６ページをご参照願います。また、ふるさと納税の広告費につきましては、昨年に続き、ふるさと納税の需要が高まっておりますので、年末にかけ更に広告を打ち出していくものであります。また、空家のリフォーム補助につきましては、件数が４件分の追加でございますが、現在、町の方へ数件の相談が寄せられております。町としましては、空家の有効活用を積極的に進めるものでありますので、予算の追加をするものでございます。

次に２７ページをご覧ください。２款１項１５目地域創生推進費に３３７万６千円を追加し、９１４万円とするものです。内容につきましては、今年度、国の新しい制度として地域おこし協力隊を３ヵ月程度の短期間で任用できることになったことから、本町でもインターン地域おこし協力隊として募集を行い、協力隊の活用を行っていくものでございます。募集する隊員につきましては、産業関連と町の情報発信業務ということで３名程度を予定しております。なお、事業に係る経費につきましては、全額が国の特別交付税の措置とされるものであります。詳細につきましては、説明資料の見出しナンバー２、政策調整課資料の７ページ及び８ページをご参照ください。

次に２８ページをご覧ください。２款１項１６目新型コロナウイルス感染症対策費に１，２０７万５千円を追加し、８，２９２万４千円とするものです。内容につきましては、説明資料によりご説明致しますので、説明資料の見出しナンバー２、政策調整課資料の９ページをご覧ください。最初に大学生等への支援事業でございます。これにつきましては、先の議会におかれましてもご意見をいただいたものですが、都市部の学生はアルバイトの減収に加え、自宅待機等、孤独感を抱えているということですので、今回は町から激励をするという趣旨で商品券と町の特産品を送るものです。内容は、全国で使える商品券２万円分と１万円程度の町の特産品の計３万円相当を学生本人へ送付するものでございます。事業費は全部で２２５万７千円であります。次に（２）庁舎インターネット系無線ＬＡＮ構築業務ですが、コロナの感染拡大によりまして、新しい生活様式としてオンラインによる会議や説明会などに変化してきております。現在の役場庁舎は、Ｗｉ－Ｆｉ環境がございませんので、オンライン会議等への対応をはじめ、災害時の活用、また、今後ペーパーレス会議や議会などでも必要となることから、今回、整備を行うものです。事業費は工事費等で７６０万円です。次に（３）は感染対策の消耗品購入で、事業費が４０万円でございます。次のページにいっていただいて、（４）修学旅行のキャンセル料の補助金についてです。小、中、高校の予定した修学旅行につきまして、緊急事態宣言やまん延防止措置のため、中止や延期となりキャンセル料が発生しましたので、その費用の支援を行います。支援内容の欄ですが、小学校は当初６月に弘前市ほかを予定しておりましたが、６月に緊急事態宣言発令により、急遽７月に延期をしましたが、新幹線の指定席分にキャンセル料が発生致しました。中学校では８月に南三陸町ほかを予定しておりましたが、東北方面も感染拡大傾向になり道内ニセコ町ほかに変更しましたが、８月２７日に北海道の緊急事態宣言が発令され、延期となりまして、その分

のキャンセル料が発生しました。高校ですが、海外を東京にしましたが、それも中止となりまして、今年８月に仙台方面に行く予定でしたが、宮城県独自の緊急事態宣言が発令され、急遽中止を決定、キャンセル料が発生したものです。キャンセル料の合計は全部で８３万２，２６４円となりまして、この全額を支援するものでございます。最後に（５）郷土資料館の感染対策につきましては、空気清浄機を導入するものです。事業費５７万円ですが、文科省の補助が２分の１入ることになっております。以上、コロナ関連事業の予算は合計１，１６６万７千円の追加です。財源は全て国の臨時交付金を活用致します。

以上で、政策調整課関連の説明を終わります。よろしくお願い致します。

◎　議　　長（伊藤政博）

次に生活福祉課長。

◎　生活福祉課長（鳴海英人）

それでは、生活福祉課関連の補正予算の説明を行います。３０ページをお願いします。３款民生費、１項社会福祉費、３目老人福祉費から９０８万３千円を減額し、９，６６１万３千円とするものです。令和２年度後期高齢者医療給付費の額の確定に伴い、１８節負担金補助及び交付金から後期高齢者医療広域連合の負担金８７３万２千円を減額。２７節繰出金から後期高齢者医療特別会計繰出金の３５万１千円を減額するものです。

次に３１ページです。４目心身障害者特別対策及び母子等福祉費に７８万９千円を追加し、１億８，４７７万７千円とするものです。２２節償還金利子及び割引料に障害者自立支援給付費道費負担金で令和２年度実績による額の確定に伴い、返還金として追加するものです。

次に３２ページです。２項児童福祉費、３目認定こども園費に１，８７８万９千円を追加し、６億８，８１５万６千円とするものです。１０節需用費に消耗品として４２万４千円、１１節役務費に園内のネットワーク構築設定料として４０万円、１７節備品購入費として１，７９６万５千円を追加するものです。内容につきましては、説明資料見出し４の生活福祉課関係をお開きください。１ページです。認定こども園の備品等整備概要と致しまして、それぞれ備品の内容が書かれております。２ページには、ロールスクリーンの設置、それから３ページには、可動式のステージの作成図面、添付しております。

それと、３３ページです。４款衛生費、１項保健衛生費、２目予防費に４０５万９千円を追加し、６，４５７万円とするものです。１２節委託料に、法改正に伴うシステム改修費として追加するものです。

３４ページです。４目診療所費に４４万円を追加し、７４７万３千円とするものです。１０節需用費に、湯ノ里小学校に移設する予定の診療所のドアや壁の補修として、修繕費として４４万円を追加するものです。

以上で生活福祉課関係の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いします。

◎　議　　長（伊藤政博）

次に産業振興課長。

◎　産業振興課長（三原知明）

３５ページをお開きください。６款農林水産業費、１項農業費、３目農業振興費に１億９６２万６千円を追加し、１億８，７８７万９千円とするものです。これは１８節負担金補助及び交付金に、今回、道補助などの対象となりました事業への交付金などを追加するものですが、まず強い農業・担い手づくり総合支援交付金に７１３万４千円を追加。これは経営体

がトラクターなどの農業用機械を導入するにあたって交付される国費分です。次に産地パワーアップ事業補助金に８，４７１万３千円を追加。これは知内町ニラ生産組合が実施します連続袴剥き機、そぐり機ですね、省力化ハウスの導入にあたって交付される国費分です。続いて、転作作物拡大による輸作体系確立及び地力増進事業助成金に１，７４０万円を追加。これは受託組合などが子実コーンの栽培本格化に向けて必要となりますコンバイン等の導入にあたって交付される道費分です。続きまして、多面的機能支払交付金に３７万９千円を追加。これは湯ノ里尾刺地区組織で実施します排水施設の機能向上に対して交付される事業費分でして、このうち町負担分は９万５千円となります。詳細につきましては、説明資料の見出し５の産業振興課の１から３ページをご参照願います。

次に３６ページです。２項林業費、４目水源林造成事業費に１０１万１千円を追加し、１０９万３千円とするものです。これは１２節委託料に、水源林造成事業として実施します除伐経費を追加するもので、詳細につきましては、説明資料４ページを後ほどご参照願います。

次に３７ページです。３項水産業費、２目水産振興費に１，１８６万１千円を追加し、２，２５９万７千円とするものです。１８節負担金補助及び交付金に、新技術強化型係留環設置事業助成金としまして１，０４４万３千円を追加。これは平成２９年から実施しております養殖施設の綱を繋ぐ係留環を太くして機能の向上を図る事業で、内訳としましては道費が６５０万円、町費として農林漁業振興基金から３９４万３千円です。次に水産多面的機能発揮対策事業負担金としまして、北海道から追加の割り当てがあったことから、８万４千円を追加致します。次に水産生産基盤整備事業負担金としまして１３３万４千円を追加。平成３０年から整備を始めました中の川漁港の天蓋施設整備などの町負担分として追加するもので、財源は過疎債です。詳細につきましては、説明資料の５から６ページをご参照願います。

以上で産業振興課関係の説明を終わります。よろしくお願い致します。

◎　議　　長（伊藤政博）

次に建設水道課長。

◎　建設水道課長（佐藤和人）

土木費関係の補正予算を説明致します。歳出よりご説明致しますので、３８ページをお開きください。８款土木費、１項土木管理費、２目下水道整備費に１９５万２千円を追加し、１億３，３２１万２千円とするものであります。これは２７節繰出金で、公共下水道事業特別会計で不足する額１９５万２千円を繰り出すものであります。

続きまして、３９ページをお開きください。２項道路橋梁費、２目道路維持費に２，６００万円を追加し、９，２７１万円とするものです。これは１４節工事請負費で、舗装の損傷が著しい元町線２８５ｍ、知内駅停車場線２３３ｍの補修費用として追加補正するものであります。財源と致しまして、公共施設等適正管理推進事業債を充てるものであります。補修箇所につきましては、説明資料見出しナンバー６、建設水道課資料１ページをご参照願います。

以上で説明を終わらせていただきます。

◎　議　　長（伊藤政博）

次に学校教育課長。

◎　学校教育課長（帰山亮一）

教育委員会学校教育課関係の予算を説明させていただきます。４２ページをお開きくださ

い。１０款教育費、２項小学校費、１目学校管理費、補正額はありませんが、財源内訳の更正をするものであります。小学校に配置しております特別支援教育支援員の配置に係る費用につきまして、その一部を電力移出県等交付金の対象として交付の決定を受けたことから、財源を組み替えるものであります。

次に飛んでいただきまして、４４ページです。５項幼稚園費、１目幼稚園管理費に４万円を追加し、１，０５８万円とするものです。内容は３節職員手当等で、特別支援教育支援員の通勤手当を追加するものであります。支援員の異動がありまして、通勤手当に不足を生じたため、追加するものであります。

以上で学校教育課関係の説明を終わらせていただきます。よろしくお願い致します。

◎　議　　長（伊藤政博）

次に高等学校事務長。

◎　知内高等学校事務長（南　和敏）

高等学校関係について説明させていただきます。議案４３ページをご覧ください。４項高等学校費、１目学校管理費に４００万円を追加し、５，２５１万７千円とするものです。これは１７節備品購入費に学校管理備品を追加補正するものです。内容については、説明資料見出しナンバー７、教育委員会関係２ページでご説明します。目的としまして、令和４年より学年進行で新たな学習指導要領が実施され、同時に令和４年より新入生の学生について一人１台端末の整備が必要とされています。現在、義務教育である小中学校の端末に対しては国の財政支援もあり生徒の分等の端末は整っている状況ですが、高等学校においては限られた要件、台数のみの国の支援となっております。令和４年に向けて同一校においては生徒個人が私費で購入した端末を学校に持ち込む、そうして使用するＢＹＯＤ方式の作用を進めているところですが、今後より一層のＩＣＴ活用の教育が本格される中、義務教育からの連続したＩＣＴ教育の推進、あと知内高校の魅力化、保護者の負担軽減、あと他校の取り組み状況を総合的に勘案して知内高校では端末整備し、生徒へ貸与する方式で実施し、町立知内高等学校の更なる魅力度向上を図ると共に、新たな時代、社会に活躍するための優れた人材の育成に結びつけていきたいと考えております。整備の内容としましては、５１台の端末を導入し、既存の端末６９台とあわせ１２０台の整備となります。財源については、町立知内高等学校魅力化プロジェクトとしてご寄付いただいた企業版ふるさと納税を活用するものです。財源内訳については、記載のとおりです。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いします。

◎　議　　長（伊藤政博）

歳出の説明が終わりました。

続いて、歳入、地方債の説明を総務課長。

◎　総務課長（西野俊一）

議案の５ページお開き願います。１０款１項１目地方交付税に５，１９７万５千円を追加し、１７億８，４１１万円とするものであります。これは只今ご説明しました歳出に対応した追加補正となっております。

続きまして、６ページです。１４款国庫支出金、１項国庫負担金、４目衛生費国庫負担金から２２万８千円を減額し、７７４万１千円とするものであります。これは１節新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金が、コロナワクチン接種料分が減となっております。

７ページ、２項国庫補助金、２目教育費国庫補助金に２８万５千円を追加し、１２９万４千円とするものであります。これは３節文化芸術振興費補助金で、郷土資料館の感染防止対策環境整備事業に対する補助金として追加補正するものです。

続きまして、８ページです。４目総務費国庫補助金に１，２５０万２千円を追加し、８，９５２万２千円とするものであります。これは１節総務費国庫補助金で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金とマイナンバーカード交付事務費補助金として追加補正するものです。

続きまして、９ページです。８目衛生費国庫補助金に２４２万１千円を追加し、３，１０３万円とするものであります。これは１節感染症予防事業費等国庫補助金で、健診結果等様式標準化整備事業補助金と健診情報連携システム整備事業補助金として追加補正するものです。

続きまして、１０ページです。１５款道支出金、２項道補助金、３目農林水産業費道補助金に１億１，６０３万１千円を追加し、２億２５２万円とするものであります。これは１節農業費道補助金で、多面的機能支払交付金事業補助金以下、各事業に対する補助金を追加。３節水産業費道補助金で地域づくり総合交付金として追加補正するものです。

続きまして、１１ページです。６目電源立地地域対策交付金に新たに４５８万７千円を計上。これは１節電源立地地域対策交付金で、先ほど歳出で説明しました災害時物資運搬用車両購入費と教育費の特別支援員人件費に対する交付金として追加補正するものです。

続きまして、１２ページです。１７款１項１目寄附金に８００万円を追加し、１億７，２５０万円とするものであります。これは今後増加が見込まれる、ふるさと納税寄附金と企業版ふるさと納税寄附金にそれぞれ追加補正するものです。

１３ページ、１８款繰入金、１項１目特別会計繰入金に６９６万２千円を追加し、６９６万６千円とするものであります。これは１節公共下水道事業特別会計繰入金から４節後期高齢者医療特別会計繰入金まで４会計の令和２年度決算により一般会計にそれぞれ繰入れるものです。

続きまして、１４ページです。２項基金繰入金、１目積立金繰入金に４９４万３千円を追加し、１億６，９９４万３千円とするものであります。これは２節ふるさと創生事業基金繰入金でふるさと創生事業補助金の財源として。３節農林漁業振興基金繰入金は先ほど説明した水産事業の財源として繰入れるものです。

１５ページ、１９款１項１目繰越金に８，４５４万８千円を追加し、１億４５４万８千円とするものであります。これは先ほど説明しました繰越金決算確定によるものです。

続きまして、１６ページです。２０款諸収入、５項１目雑入に４６２万６千円を追加し、２，０５１万１千円とするものであります。これは１節雑入で渡島西部広域事務組合剰余還付金が３０２万３千円の追加。道南ドクターヘリ運航負担金精算金が３６万５千円の追加。コロナワクチン接種料が２２万８千円の追加となっています。また、３節水源林造成事業収入は先ほど歳出で説明しました水源林造成事業の財源として追加補正するものです。

１７ページ、２１款１項町債、１目臨時財政対策債から１，７１４万４千円を減額し、１億４５７万１千円とするものであります。これは国の割り当てが確定したことによる減額です。

続きまして、１８ページです。２目土木債に２，３４０万円を追加し、１億６，７００万円

とするものであります。これは１節道路橋梁債で町道元町線外舗装補修工事分として追加するものです。

続きまして、１９ページ、９目水産業債に新たに１３０万円を計上。これは１節漁港整備事業債で水産生産基盤整備事業に中ノ川漁港天蓋施設分として追加するものです。

続きまして、３ページお願い致します。地方債の補正でございます。第２表、追加として、漁港整備事業債に１３０万円を追加するもので、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりとなっております。

続きまして、４ページです。変更としまして、臨時財政対策債の限度額を１億２，１７１万５千円から１億４５７万１千円に変更。道路橋梁債の限度額を３，５４０万円から５，８８０万円に変更するもので、それぞれ起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

以上で歳入の説明を終わります。

◎　議　　長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は先例により、歳出から款ごとに行います。

まず２款総務費。

質疑ございませんか。

２番、山田君。

◎　２　　番（山田顕人）

２６ページのふるさと納税広告料のことでお聞きしますけども、４００万円の広告料ということで、どのような形で広告を出すのか、ちょっとお聞きします。

◎　議　　長（伊藤政博）

政策調整課長。

◎　政策調整課長（長谷川将之）

ご説明致します。これから年末にかけまして需要が高まってきますので、首都圏等への新聞広告又はいろいろウェブの方を使いましてのウェブ広告というもので、うちの商品のＰＲそういったものを行っていく予定でございます。以上です。

◎　議　　長（伊藤政博）

２番、山田君。

◎　２　　番（山田顕人）

これ４００万円は今年、今年度のみだと思うんですけども、昨年はどのくらいの広告料出ていましたか。

◎　議　　長（伊藤政博）

政策調整課長。

◎　政策調整課長（長谷川将之）

ご説明致します。昨年につきましては、実績資料の方に。ちょっとはっきりした額はわからないんですけども、寄附額の５％以内が広告費の上限となっております。今、昨年ベースでいきますと、１億７，８００万円寄附ございまして、その５％以内であれば広告の方はうってもいいということで総務省の指導となっております。大体昨年についても４、５００万円のレベルで行っていたものでございます。

◎　議　　長（伊藤政博）

他に２款総務費ございませんか。

７番、笠松君。

◎　７　　番（笠松悦子）

２８ページ、大学生の応援云々というもの、その中にこんなこと言って本当に申し訳ないんですけれども、メッセージカードを入れて、ふるさとからの応援のメッセージカードを入れるって、こっちの方の９ページに載っていますけれども、本当にこれは夏休みでも、お盆でも帰って来られない方、子ども達が数人いらっしゃるように聞いています。その中で品物よりもメッセージ、ふるさとからの応援メッセージは、多分、本当に嬉しいことだと思います。親にとっても凄い有り難い言葉なので、本当に良いものにしてください。それにお願いがあるんですけれども、先ほど過疎地域持続的発展市町村計画の中で２ページの下の方に書かれていますけれども、人口減少の云々の中に知内に持続可能な町をつくるということを謳っていますね。それなもので、そのことを一言、知内に是非帰って来いよという、そういう言葉も付け加えたらいいかなと思います。よろしくお願い致します。

◎　議　　長（伊藤政博）

政策調整課長。

◎　政策調整課長（長谷川将之）

貴重なご意見ありがとうございます。今、議員からご意見いただいたように、学生への激励ということでメッセージカードを入れまして、もしまた町の方に帰って来たいとかっていう気持ちになっていただければ町としても幸いだなというところで、そのようなメッセージ文で入れさせていただこうと思います。以上です。

◎　議　　長（伊藤政博）

他に総務費ございませんか。

８番、木村君。

◎　８　　番（木村　一）

関連して。今、大学生の支援、２８ページの大学生応援事業で、事業費として大学生対象者７０人ってなっているけども、７０人って町内から行っている人の対象者のことを言っているのか。

◎　議　　長（伊藤政博）

政策調整課長。

◎　政策調整課長（長谷川将之）

ご説明致します。これは昨年度も就学支援金ということで、このように大学生への支援を行ったところなんですけども、この対象者の把握というのは町に在籍する保護者の方が扶養者としていらっしゃる、その学生の数をカウントしているところです。ですから、うちの町に住民票がある、ないはこれは関係ありません。保護者の方がここに住民票があればオッケーというところです。以上です。

◎　議　　長（伊藤政博）

他に２款総務費ございませんか。

９番、谷口君。

◎　９　　番（谷口康之）

まず２４ページのゼロカーボンの部分について。今回５０万円で調査委託料やるんですけ

ども、実施内容は４つ出ているんですけども、これは町独自なのか、それとも専門の業者に委託して調査してもらうんですか、その辺どうなんですか。

◎　議　　長（伊藤政博）

政策調整課長。

◎　政策調整課長（長谷川将之）

ご説明致します。これにつきましては、コンサルタント会社の方に委託をかけまして調査の方を総合的に行っていただこうという予定でございます。以上です。

◎　議　　長（伊藤政博）

９番、谷口君。

◎　９　　番（谷口康之）

そうしますとですね、やはりこれからうちの町のゼロカーボンに向けた取り組みの中で、やはり専門の業者にやるんでしたら、極端な言い方すると町の進みたいような答えが返ってしまう可能性も出て来るのかなと思うんですけども、やはりですね、こういう大きなプロジェクトの部分になりますと、国全体それから世界的な問題になっているものですからね、もう少しきちっとした大きな取り組みじゃなくて、もう少し地道な小さい取り組みから私は始めた方がいいんじゃないかと思うんですけど、その辺どうなんですか。

◎　議　　長（伊藤政博）

副町長。

◎　副 町 長（大野　樹）

説明致します。今、ご案内のとおり、国それから北海道でも先日、８月の広報でゼロカーボンの北海道ということで皆さんに周知されています。それで、町としてもですね、町としてできることをまず取り組むという姿勢でですね、手を挙げたいということであります。したがって、例えば町内で風力ができるのか、水力ができるのか、それらも含めてですね、検討したいということであります。

◎　議　　長（伊藤政博）

９番、谷口君。

◎　９　　番（谷口康之）

２６ページの部分で、ちょっとリフォームの部分についてお聞きしたいと思います。今まで実績報告書を見ますと空家対策の場合は、ほとんど除去するというのがメインでやってきたんですけども、今回リフォームは４件ということなんですけども、この辺について今までなかったものですからね、どのような部分である程度リフォームの可能性の部分というか、町の方に問い合わせが来たのかなと思うんですけど、どうなんですか。ちょっと内容をお知らせ願いたいと思います。

◎　議　　長（伊藤政博）

政策調整課長。

◎　政策調整課長（長谷川将之）

ご説明します。空家の除去につきましては、今年度、今、空家の計画の方を見直ししておりまして、次年度に向けて今は危険住宅という扱いだけですけども、除去の部分につきましては、どこまで補助をどういった形でもっと利用しやすいものにしていくかというのは今年度計画の中で見直していく予定でございます。リフォーム補助につきましては、今年度１件

分の１００万円で当初予算計上しておりましたが、予想のほか町内又は町外の方からリフォーム、空家を買って、リフォームをかけて、移住したいとか、住み替えたいとか、そういったご相談が来ております。町としましては、空家の有効活用というものを進めておりますので、そういった形で空家の利用促進という意味で、リフォーム補助の方は年度途中の補正ということで計上させていただきました。以上です。

◎　議　　長（伊藤政博）

９番、谷口君。

◎　９　　番（谷口康之）

今の説明で確かインターネットか何かで出ていたと思うんですけども、空家を持ち主じゃなくて違う方が借りて、それをリフォームして、それをまた貸すとか、利用するとかって何かそういうような形も可能だというようなことで、確かインターネットか何かに出ていたんですけども、それは間違いなくそういう形でも利用できるということでよろしいんですね。

◎　議　　長（伊藤政博）

政策調整課長。

◎　政策調整課長（長谷川将之）

ご説明致します。リフォーム支援補助につきましては、昨年度までは自らが居住する住宅のみでしたけども、今年度から空家を購入した方が第三者へ売ったり貸したりする場合においても、このリフォーム補助を適用できるということで改正しております。以上でございます。

◎　議　　長（伊藤政博）

他に２款総務費ございませんか。

９番、谷口君。

◎　９　　番（谷口康之）

２７ページの地域おこし協力隊で、何か今回インターンということで３ヵ月というような形で何か募集しているみたいなんですけども、何故３ヵ月の募集なのか。前、地域おこし協力隊のやつを募集した時は１年間でも集まらなくて断念した経緯あるんですけども、この辺について３ヵ月と言った方が集まりやすいんですか、それともどうなんですか。

◎　議　　長（伊藤政博）

町長。

◎　町　　長（西山和夫）

今回、国の方で短期間のインターンも制度として活用できるという話になって、なかなかこのコロナ禍の中で新年度で協力隊募集するということであれば、いろいろ今コロナで大変な時期でありますので、なかなか面談が叶わないということで今回タイミングをみて、落ち着いた中で短期間の３ヵ月の協力隊を募集して、もしお互いのニーズが合えば次年度の長期の３年間の協力隊に繋げていきたいという、そういう思いもありまして今回３ヵ月の短期間でありますけれども、どの程度集まるのか、人材がいるのかということで今、公募をかけるということです。

◎　議　　長（伊藤政博）

９番、谷口君。

◎　９　　番（谷口康之）

町長、それはわかります。ただ、前も言いましたように、やっぱり地域おこし協力隊の方にはうちの町のそういう課題だとか、問題点だとか、そういう人手不足だとか、いろいろうちの町がこういう人材を欲しいというようなことを逆にアピールして、そういう人達に来てもらいたいというのが今までのあれでなかったんですか。ただ、３ヵ月ということになりますと、この３ヵ月の３名の方の募集だと思って聞いていたんですけども、ただそれは人手不足の解消になるとかそういうような感じにしか私には見えないものですからね、もう少しそういう地に着いた足でじっくり知内の町に住んでもらって、今言ったように来年度にという、そのためにはやっぱりその人が持っている能力だとかそういうものが必要だから、そういうふうな形になると思うんですけど、その辺どうなんですか。ちょっと何となく、ちょっと曖昧な感じだなと思うんですけども。

◎　議　　長（伊藤政博）

政策調整課長。

◎　政策調整課長（長谷川将之）

ご説明致します。この３ヵ月までの任用という制度なんですけど、これが今年新たにできた国の制度でありまして、今までは地域おこし協力隊の任用は３年ということで長期間のものしかなかったんですけども、今年から３ヵ月程度の任用のインターン制度というものができまして、これを使った今、募集をかけるものです。これというのは、全国的に地域おこし協力隊の方が町に入ったはいいけども、その町がイメージと違ったとか、あと仕事が何か思っていた内容と違ったとか、そういったことで町に残る割合が少ないという問題からこういった制度が今回できました。それを使いまして、町としてはとりあえず試行と言ったらあれですけども、今回うちも初めて募集するので、こういった短期間でまずやっていただいて、その間に本人、あとうちの方、町の方もその方の素質というかそういったものを見極めまして、そして本採用に向けていくかどうかというのを検討していきたいと、そういう趣旨のものでございます。以上です。

◎　議　　長（伊藤政博）

９番、谷口君。

◎　９　　番（谷口康之）

長谷川課長の言うのはごもっともでわかるけども、ただ何回も言いますけども、やはり来てもらう方にはね、やはりうちの町のそういうものをきちっと出して、それをこういうふうな形で何とか上手くやってもらいたい、言い方が抽象的かもしれないけども、そういうものをやっぱりうちの町の方から問題とか課題とか、そういう来てもらいたい期待のこういうものの職種部分についてスペシャリストの方に来てもらって、その人にやってもらって、それからその人を介して、今、成功しているようなところを見ますと、協力隊の方が一生懸命、今度、世界中とか日本中にまた自分のコンピュータとかでもって発信して、今やっているいろんな形で宣伝して、そこの町が凄く良い所だよってことで、逆にまた宣伝してもらって、町がそういうようなまた二重、三重の効果が出るような形で私は持っていくのか、やっていくのがあれなのかなと思うんですけど、どうなんですか。

◎　議　　長（伊藤政博）

暫時休憩します。

休憩を取り消し、会議を再開します。

副町長。

◎　副 町 長（大野　樹）

それでは、説明資料の政策調整課の７ページに、今回、募集する関係につきましては、農林業振興に関する活動、それから情報発信に関する関係、移住促進に関する関係ということで、とりあえず３名ということで募集をかけて、短期ですけども、３ヵ月程度ということで当初考えております。ですから、３ヵ月の間にこの方であれば長期のことをお願いしても大丈夫だなという状況になればですね、お互いにそういうことになれば長期の協力員として募集を継続していくというようなことを考えていますということで、ご理解をいただきたいと。

それから一つ、先ほどちょっと政策調整課長の方でですね、説明したリフォームの関係、事業者の関係で。課長からですね、リフォームしたものについては第三者へ賃貸又は売買できるという話をしたんですけども、売買は想定していません。貸すことだけです。ということで、訂正をさせていただきます。

◎　議　　長（伊藤政博）

他に２款総務費ございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、３款民生費。

民生費ありませんか。

９番、谷口君。

◎　９　　番（谷口康之）

３２ページ、認定こども園の調査特別委員長として、ちょっとこれが何だか面白くない感じで私は映るんですけども、今回、先にいろんな備品だとかそういうものが、予算があがってきたんですけども、この辺について人数がある程度もう把握できているからこういうようなあれを出して来ているんだと思うんですけども、この辺についてですね、何人の人数を想定してこういう形なのか、まず一つお知らせ願いたいと思います。

◎　議　　長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎　生活福祉課長（鳴海英人）

ご説明致します。認定こども園の定員については、８０名を想定しております。以上です。

◎　議　　長（伊藤政博）

９番、谷口君。

◎　９　　番（谷口康之）

それはわかりました。ただ８０名の方はわかるんですけども、ただ今あそこに作って、今もう建てているんですけども、その他にですね、認定こども園の前も言いましたけども、災害の時のですね、避難場所のあれも考えてもらえないのかなと言っていたんですけども、その辺についての、そういうものの配慮というものはどうなっているのかなと思うんですけども、どうなんですか。

◎　議　　長（伊藤政博）

総務課長。

◎　総務課長（西野俊一）

ご説明致します。避難所としてはですね、今、洪水計画でもお示ししましたとおり、福祉

避難所として今、保健センターになっていますけども、洪水でも浸水しますし、今、策定しております津波マップでもですね、保健センターが被災する予定になっていますので、こちらの方のこども園を福祉避難所として今、指定しようと思っています。福祉のどの程度の今入る福祉の方をですね、想定するとかは今、生活福祉課と詰めているところです。あと建物の整備の中でですね、発電機２個用意しまして、大体全館、ほぼ全館照明が付くと、あと冷蔵庫、あとテレビとかも勿論付きますし、コンセントも一部使えるだとかその辺は整備します。それから講堂の上の方にですね、スペース設けてて、そこにある程度の避難所機能の備品をですね、置くことになっていますので、それらはまた管理者とですね、話を詰めて置けるものは置く。あと向かいに先ほど言ったとおり、防災倉庫もできましたので、防災倉庫に置いておくものは置くという形で避難所として活用することになっています。

◎　議　　長（伊藤政博）

９番、谷口君。

◎　９　　番（谷口康之）

わかりました。ありがとうございます。ただ、今言いましたように、うちの町の場合でもハザードマップですよね、洪水に対するハザードマップ、それから風とか地震とかに対するハザードマップとか、津波とかあるんですけども、その辺について今の認定こども園の場合はどちらの方がウエイトを大きく考えているんですか。

◎　議　　長（伊藤政博）

総務課長。

◎　総務課長（西野俊一）

ご説明致します。一般的には先ほど言ったとおり、津波のハザードマップ平成２４年に策定したものをですね、新たな地震を想定したものをですね、昨年から国で示されていて、今、町の方で策定を今急いでおります。一般的には津波以外の洪水、あと今言った風だとか、そのものについては一つの形。あとその他に津波という形が一般的なハザードマップとして言われております。うちの方はですね、去年作った洪水マップも含めたですね、一緒のマップに今、今度改定する予定であります。ですから、こども園にだけ言うとですね、先ほど言ったとおり、どちらの被災にしてもですね、福祉避難所として高齢者、障がい者、あと母子等をですね、入れるような避難所として今考えるように内部で詰めております。

◎　議　　長（伊藤政博）

副町長。

◎　副 町 長（大野　樹）

先ほど認定こども園につきましては、特別委員会設置されているわけです、議会の。ですから、１０月に開催の予定があるということで聞いておりますので、その中で備品の詳しい内容ですとか、あと運営の方法それらも含めてですね、もうここまで詰めてきている段階ですから、その内容を次回の特別委員会にお示ししたいと思っていますので、よろしくお願い致します。

◎　議　　長（伊藤政博）

６番、松井君。

◎　６　　番（松井盛泰）

話全く逆でないか。特別委員長として質問していたけどさ。

◎　議　　長（伊藤政博）

暫時休憩致します。

休憩を取り消し、会議を再開します。

３款民生費の質疑中です。

他にございませんか。

２番、山田君。

◎　２　　番（山田顕人）

それでは備品の関係で、認定こども園の備品の関係でご質問させていただきます。今、保育園の方はね、私物になっているので、備品にはならないんでしょうけども、今、使用している幼稚園の中の備品、そのようなものは再利用できるのか、できないのか。もしくは、湯ノ里保育所にもあった備品ありますよね。そういうものも再利用できるのであれば利用すると金額も下がっていくのかなというふうに思うんですけども、如何でしょうか。

◎　議　　長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎　生活福祉課長（鳴海英人）

ご説明致します。この金額につきましては、知内保育園、また知内幼稚園、それから湯ノ里保育所全て今現在使用している備品について調査した上で、また再利用できるものは全て運び入れるという計画の中で、はじき出した備品購入費となっております。以上です。

◎　議　　長（伊藤政博）

他に民生費ございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、４款衛生費。

ありませんか。４款です。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、６款農林水産業費。

（「なし」の声あり）

６款、ないようでありますので、８款土木費。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、９款消防費。

消防費よろしいですか。

９番、谷口君。

◎　９　　番（谷口康之）

説明資料の備品購入費の部分で、写真で浮環だとか回転灯付いていたんですけども、救命浮環が入っている箱とかもみんな全部あれするみたいですけども、これはもう全部３箇所に同じもの全部きちっと整備するっていう形で理解してよろしいんですか。

◎　議　　長（伊藤政博）

総務課長。

◎　総務課長（西野俊一）

ご説明致します。この写真にあるようなボックスの中に右の備品４点を入れた箱を各漁港３箇所に同じものを設置すると。あと先ほど説明しましたけども、この他に中に入らない引

っかけ棒と言われている衣服を引っかけるような棒もですね、外の方に３箇所とも整備する予定です。

◎　議　　長（伊藤政博）

９番、谷口君。

◎　９　　番（谷口康之）

わかりました。先ほど課長の話ですと、鍵も電話が来れば通話で鍵も開けれるということで、ただ今、写真を見ますと、あれと同じようなものが整備されるのであれば、やはり箱の正面にですね、やっぱり消防の電話番号だとか、警察だとか、役場だとか、漁組だとかって、そういうきちっと一番最初に連絡するようなとこを明記した方が私はせっかくやったので、もっと良い効果が出るんでないかと思うんですけども、その辺について考えはどうですか。

◎　議　　長（伊藤政博）

総務課長。

◎　総務課長（西野俊一）

ご説明致します。この写真にはですね、商品の写真なので、看板は設置しておりませんけども、今、議員が言われたようにですね、一番最初に消防署のですね、電話番号を明記して、ここに電話すると先ほど言った番号、ナンバーを教えるだとか、大きな看板は設置する予定になっていますので、一目で見てわかるような表示をしたいと思います。

◎　議　　長（伊藤政博）

他に９款消防費ございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、１０款教育費。

２番、山田君。

◎　２　　番（山田顕人）

高校の端末の関係でちょっとご質問させていただきます。企業版ふるさと納税でね、４００万円大変有効に使えるんだなっていうふうに本当に有り難いなと思っています。この端末なんですけれども、今年入れれる予定がついたのか、つかないのか、その辺だけお聞きします。

◎　議　　長（伊藤政博）

高校事務長。

◎　知内高等学校事務長（南　和敏）

ご説明します。今、端末５１台この予算を使って導入予定なんですが、今、業者の方に一応これから入札をしながら発注する予定ですので、その辺ちょっとまだ明確には今年度中に入るか、入らないかはちょっとわかりません。ただちょっと他の業者から聞いた形だとコロナの影響で、なかなか半導体の方がゆるくないというか、できない部分もあるので、そちらを考えながらちょっと発注を早めて進めて取りかかりたいと思いますので、よろしくお願いします。

◎　議　　長（伊藤政博）

２番、山田君。

◎　２　　番（山田顕人）

予算的に４００万円ということで、１台当たり７万８千円ぐらいになっているような形に

なりますけれども、入札かける前にその物が入るのかどうなのかというのをやっぱり調査してから入札かけるかと思うんですけども、その辺りの情報というのをもう一度申していただければなというふうに思います。

◎　議　　長（伊藤政博）

高校事務長。

◎　知内高等学校事務長（南　和敏）

今回導入する予定の端末については、令和２年度、令和３年度の同様の機種と考えております。そちらの方の納入業者の方には一応今年度についてもこのような形になるので、同様の機種等があるかというのは問い合わせしております。ただコロナの影響もありますので、メーカーさんの方もはっきりした答えを今のところできないんですけども、こちらとしては早急に発注をかけて間に合うように進めていきたいと思っていますので、ご理解いただきたいと思います。

◎　議　　長（伊藤政博）

他に１０款教育費ございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、次、１３款職員等給与費。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、歳出全般の質疑漏れありましたら受けたいと思います。

よろしいですか。

１番、成澤君。

◎　１　　番（成澤五郎）

先ほど９番議員から質問のあった海に転落した時のライフブイの件ですが、これは正に緊急を要する時のものですね。それをロックして保管しておくということは、いざという時に果たして間に合うのかなと。確かに、盗難防止という点ではわかるんですけど、どこの港にもこの救命ブイというのはロープつけて、目立つところにあって、もう溺れた人がいたらすぐそれを放り投げられるというのが常識じゃないのかなと思うんですが、その辺ご検討如何でしょうか。

◎　議　　長（伊藤政博）

総務課長。

◎　総務課長（西野俊一）

ご説明致します。今、１番議員が言われていたようなものはですね、中ノ川漁港に今、確か１基というかですね、外の方に整備はしております。それで今言われたようなことで、すぐ勿論使うものなので、整備してもですね、ロックかけないでおこうかなということで消防と何回もですね、漁協も含めて協議したんですけども、やはりどうしてもそういうのを触る人がいるので、それで先ほど言ったとおり、消防にすぐ１１９番通報を普通はしていただく。投げるのも当たり前ですけども、１１９番通報もすると。その時にすぐ番号もですね、受けた署員がすぐ言える体制をですね、消防署の方でも取っていただけるということなので、そんなに時間を要しないで、その箱を開けて救命具を投げるという想定を先ほど言った消防署、漁協と協議した中でですね、やっぱり漁協もですね、アドバイスとしてやっぱりかけておかないとそれはいくらでも開くとなるとですね、いくら人命救助に関わるものでも、いたずら

なりですね、するのが多いんじゃないかというちょっとアドバイスもいただいたので、先ほど言ったとおり、時間を要しない形で消防署の方で１１９番受け取ったらですね、すぐナンバーも教えれるような訓練をするということなので、このような体制にしました。

◎　議　　長（伊藤政博）

他に歳出全般ございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、次に歳入一括質疑を行います。

歳入の質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、次に地方債の補正についての質疑受けます。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

地方債の補正について質疑がないようであります。

全体に質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第７号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩致します。

再開は、２時３５分と致します。

（　休憩　午後２時２２分　）

（　再開　午後２時３５分　）

◎　議　　長（伊藤政博）

休憩を取り消し、会議を再開します。

●　議案第８号　令和３年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）について

◎　議　　長（伊藤政博）

次に日程第１６、議案第８号、『令和３年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎　生活福祉課長（鳴海英人）

議案第８号、令和３年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）について。

令和３年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところに

よる。

歳入歳出予算の補正でございます。第１条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１，８０２万５千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６億５，６７８万円とする。

２項です。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第１表歳入歳出予算補正」による。

歳出からご説明致します。５ページをお願い致します。２款保険給付費、２項高額療養費、１目一般被保険者高額療養費で、財源内訳の変更です。

次に６ページです。３目一般被保険者等高額介護合算療養費で、同じく財源内訳の変更です。

７ページです。３款国民健康保険事業費納付金、１項医療給付費分、１目一般被保険者医療給付費分から６９万１千円を減額し、１億２９６万２千円とするものです。１８節負担金補助及び交付金で、国保事業費納付金の確定によるものです。

８ページです。２項後期高齢者支援金等分、１目一般被保険者後期高齢者支援金等分から３３万５千円を減額し、３，１９３万７千円とするものです。１８節負担金補助及び交付金で、国保事業費納付金の確定によるものです。

９ページです。３項１目介護納付金分から１２万８千円を減額し、１，０９２万円とするものです。１８節負担金補助及び交付金で、国保事業費納付金の確定によるものです。

１０ページです。７款１項１目基金積立金に１，０６３万９千円を追加し、１，０６５万８千円とするものです。２４節積立金で、令和２年度決算による繰越金の一部を基金に積み立てるものです。

１１ページです。９款諸支出金、１項３目償還金に８５４万円を追加し、８５４万５千円とするものです。２２節償還金利子及び割引料に、令和２年度事業実績による額の確定に伴い、国庫補助金の返還金として追加するものです。

次に歳入です。３ページをお願い致します。１款１項国民健康保険税、１目一般被保険者国民健康保険税から１１５万４千円を減額し、１億１，４６７万２千円とするものです。１節から３節まで、国保事業費納付金の減額に対応するものです。

次に４ページです。６款１項１目繰越金に１，９１７万９千円を追加し、１，９１８万円とするものです。令和２年度決算に伴う繰越額を追加するものです。

説明は以上です。よろしくお願い致します。

◎　議　　長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出一括質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第８号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第９号　令和３年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について

◎ 議　　長（伊藤政博）

次に日程第１７、議案第９号、『令和３年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について』を議題とします。

本案について、提案者の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（鳴海英人）

議案第９号、令和３年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について。

令和３年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第１条です。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ８３万５千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ８，３１０万５千円とする。

２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第１表歳入歳出予算補正」による。

歳出から説明致します。５ページをお願い致します。２款１項１目後期高齢者医療広域連合納付金から３５万１千円を減額し、７，７２５万５千円とするものです。１８節負担金補助及び交付金で、令和２年度後期高齢者医療事務費負担金の額の確定により、令和２年度事務費負担金との相殺処理により減額するものです。

次に６ページです。３款諸支出金、２項繰出金、２目一般会計繰出金に１１８万６千円を追加し、１１８万７千円とするものです。２７節繰出金に、令和２年度決算に伴い一般会計へ繰り出しするものです。

次に歳入です。３ページをお願い致します。３款繰入金、１項１目一般会計繰入金から３５万１千円を減額し、３，０５２万７千円とするものです。１節事務費繰入金に先ほど歳出でご説明致しました令和２年度後期高齢者医療事務費負担金の額の確定により、同額を減額するものです。

４ページです。４款１項１目繰越金に１１８万６千円を追加し、１１８万７千円とするものです。１節繰越金に、令和２年度決算に伴う繰越分を追加するものです。

説明は以上です。ご審議よろしくお願い致します。

◎ 議　　長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出一括質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第９号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第１０号　令和３年度知内町介護保険特別会計補正予算（第２号）について

◎ 議　　長（伊藤政博）

次に日程第１８、議案第１０号、『令和３年度知内町介護保険特別会計補正予算（第２号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（鳴海英人）

議案第１０号、令和３年度知内町介護保険特別会計補正予算（第２号）について。

令和３年度知内町介護保険特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第１条、既定の保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１，９９４万４千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５億５，７４８万９千円とする。

２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第１表歳入歳出予算補正」による。

歳出から説明致します。５ページをお願い致します。３款１項基金積立金、１目介護保険事業基金積立金に７８６万６千円を追加し、７８８万円とするものです。２４節積立金に、令和２年度決算による繰越金の一部を基金に積み立てるものです。

６ページです。５款諸支出金、１項償還金及び還付加算金、２目償還金に９６４万４千円を追加し、９７３万４千円とするものです。２２節償還金利子及び割引料に、令和２年度地域支援事業に伴う介護給付費道費負担金の額の確定に伴い返還金として追加するものです。

７ページです。２項繰出金、１目一般会計繰出金に２４３万４千円を追加し、２４３万５千円とするものです。２７節繰出金に、令和２年度事業実績に伴い一般会計へ繰り出しする額を追加するものです。

次に歳入です。３ページをお願いします。３款国庫支出金、１項国庫負担金、１目介護給付費負担金に１５１万１千円を追加し、８，２８５万６千円とするものです。２節過年度分に、令和２年度事業実績に伴う国庫支出金の追加交付分として補正するものです。

次に４ページです。８款１項１目繰越金に１，８４３万３千円を追加し、１，８４３万４千円とするものです。内容は１節繰越金に、令和２年度介護保険会計決算に伴う繰越金を追加するものです。

説明は以上です。よろしくお願い致します。

◎　議　　長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出一括質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第１０号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第１１号　令和３年度知内町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）について

◎　議　　長（伊藤政博）

次に日程第１９、議案第１１号、『令和３年度知内町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

◎　建設水道課長（佐藤和人）

議案第１１号、令和３年度知内町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）について。

令和３年度知内町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正であります。第１条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３９９万５千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１億５，２６７万９千円とする。

２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

歳出よりご説明致しますので、５ページをお開きください。１款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費に２１９万５千円を追加し、１，９３８万４千円とするものであります。内訳と致しまして、１節報酬に８万３千円、８節旅費に６万９千円追加するものであります。これは下水道料金検討会に伴う費用であります。また、２７節繰出金に２０４万３千円を追加するものであります。これは令和２年会計の確定により一般会計に繰り出すものであります。

続きまして、６ページをお開きください。２目施設維持費に１８０万円を追加し、６，５４７万円とするものであります。内訳と致しまして、１０節需用費に小破改良費として１８

０万円を追加するものであります。これは元町地区で公共枡が整備されていない箇所に住宅の新築が予定されていることから、公共枡設置に係る費用を補正するものであります。

歳入をご説明致しますので、３ページをお開きください。３款繰入金、１項一般会計繰入金、１目一般会計繰入金に１９５万２千円を追加し、９，８５６万９千円とするものであります。

４ページをお開きください。４款繰越金、１項繰越金、１目繰越金に２０４万３千円を追加し、２０４万４千円とするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願い致します。

◎　議　　長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出一括質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第１１号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

●　議案第１２号　令和３年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計補正予算（第１号）について

◎　議　　長（伊藤政博）

次に日程第２０、議案第１２号、『令和３年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計補正予算（第１号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

◎　建設水道課長（佐藤和人）

議案第１２号、令和３年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計補正予算（第１号）について。

令和３年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正であります。第１条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１２９万９千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ８，８０６万７千円とする。

２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出

予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

歳出よりご説明致しますので、４ページをお開きください。１款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費に１２９万９千円を追加し、５４０万円とするものです。内訳と致しまして、２７節繰出金に１２９万９千円を追加するものであります。これは２年度会計確定によるものであります。

続きまして、歳入をご説明致しますので、３ページをお開きください。３款繰越金、１項繰越金、１目繰越金に１２９万９千円を追加し、１３０万円とするものであります。これは１目繰越金に前年度繰越金１２９万９千円を追加するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願い致します。

◎　議　　長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出一括質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第１２号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

●　議案第１３号　令和３年度知内町水道事業会計補正予算（第２号）について

◎　議　　長（伊藤政博）

次に日程第２１、議案第１３号、『令和３年度知内町水道事業会計補正予算（第２号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

◎　建設水道課長（佐藤和人）

議案第１３号、令和３年度知内町水道事業会計補正予算（第２号）について。

総則。第１条、令和３年度知内町水道事業会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出であります。第２条、令和３年度知内町水道事業会計予算第３条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

支出であります。１款水道事業費用、１項営業費用に１００万円を追加し、１億４，０３８万９千円とするものであります。

２ページをお開きください。令和３年度知内町水道事業会計予算実施計画内訳書。収益的

支出であります。１款水道事業費用、１項営業費用、１目原水及び浄水費、７節修繕費に１００万円を追加し、１億４，０３８万９千円とするものであります。これは元町浄水場にあります４号配水池のろ過用の砂が不足していることに伴う砂の補充費用であります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願い致します。

◎　議　　長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第１３号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

●　議案第１４号　町道路線の変更について

◎　議　　長（伊藤政博）

次に日程第２２、議案第１４号、『町道路線の変更について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

◎　建設水道課長（佐藤和人）

議案第１４号、町道路線の変更について。

道路法第１０条の規定により町道の路線を次のとおり変更する。

記としまして、路線番号６４、路線名、上雷２号線、起点、字上雷１４－４５番地先、終点、字上雷２５－７３番地先、起点・終点とも地先・地番等に変更はありません。延長が１，０３７ｍから９５３ｍに変更になります。これは上雷２号線の終点の変更であります。今年度、施工致します林業専用道成田の沢線に伴いまして、町道上雷２号線の終点の一部を廃止し、林業専用道に約８４ｍを繰り入れて整備するものであります。終点の位置につきましては、道路認定上、隣接する地番を地先として表示してあります。今回、隣接する土地が大きな一筆のため、終点の地番に変更はありません。認定延長が１，０３７ｍから９５３ｍで８４ｍ短くなるものです。位置等につきましては、見出しナンバー６、建設水道課資料２ページをご参照願います。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願い致します。

◎　議　　長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第１４号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 報告第１号　財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

◎　議　　長（伊藤政博）

次に日程第２３、報告第１号、『財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について』を議題とします。

報告内容についての説明を求めます。

総務課長。

◎　総務課長（西野俊一）

報告第１号、財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第２２条第１項の規定により、令和２年度決算に基づき算定したそれぞれの比率について監査委員の審査意見を付して別紙のとおり報告する。

めくっていただきまして、１ページです。財政健全化判断比率の内、実質赤字比率と連結実質赤字比率につきましては一般会計、特別会計とも黒字決算となっていますので、比率の記載はありません。実質公債比率は１２．３％となっており、昨年度の１３％に比べ０．７ポイントの減となっております。また、将来負担比率は充当可能財源等が将来負担額を上回っていますので、比率の記載はありません。次に資金不足比率ですが、各会計とも不足比率の記載はありません。

なお、次のページからは監査委員の審査意見書を添付しておりますので、ご参照お願い致します。以上で報告を終わります。

◎　議　　長（伊藤政博）

説明が終わりました。

報告の案件でありますが、質疑があれば、特に許します。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようでありますので、報告第１号は、これで終わります。

● 報告第２号　株式会社スリーエスの業務報告について

◎　議　　長（伊藤政博）

次に日程第２４、報告第２号、『株式会社スリーエスの業務報告について』を議題とします。

報告内容の説明を求めます。

総務課長。

◎　総務課長（西野俊一）

報告第２号、株式会社スリーエスの業務報告について。

地方自治法第２４３条の３第２項の規定に基づき、株式会社スリーエスの令和２年度収支決算に関して、別紙のとおり報告致します。

次のページ以降に決算報告書添付していますけど、かいつまんでご説明致します。

２ページです。損益計算書の中でですね、ご説明致します。純売上高につきましては、業務委託売上高が１億２，９０５万円、商品売上高が２，０３５万円、宿泊等売上が２，６６５万円、これに販売手数料を加えた合計が１億７，６７８万円となっています。一方、売上原価は３，０４２万円となっており、差引の売上純利益は１億４，６３５万円となっています。更に販売費及び一般管理費は１億３，４３４万円で、営業利益に営業外収益を加え、営業外費用を差引いた計上利益は１，２０２万円となっており、昨年度の計上利益１，０６５万円に対し黒字幅は若干ですが、増加しております。また、記載はしておりませんが、管理委託をお願いしております物産館を含めた本部利益が７０７万円の黒字、青少年交流センターが２８５万円の黒字、警備業が２１１万円の黒字となっております。

以上で報告を終わります。

◎　議　　長（伊藤政博）

説明が終わりました。

報告案件でありますが、質疑があれば、特に許します。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようでありますので、報告第２号は、これで終わります。

●　報告第３号　令和２年度知内町教育委員会の活動状況に関する点検・評価について

◎　議　　長（伊藤政博）

次に日程第２５、報告第３号、『令和２年度知内町教育委員会の活動状況に関する点検・評価について』を議題とします。

報告内容の説明を求めます。

教育長、登壇の上、説明願います。

◎　教　育　長（本間茂裕）

報告第３号、令和２年度知内町教育委員会の活動状況に関する点検・評価について。

地方教育行政の組織運営に関する法律第２６条第１項の規定に基づき、令和２年度知内町教育委員会の活動状況に関する点検・評価について、お手元の資料をもって概要を報告申し

上げます。

まず１ページをお開きください。１ページ、２ページ、３ページにかけましては、教育委員会議の開催状況について、まとめてございます。令和２年度は感染拡大による書面会議も含め、会議を１２回開催致しました。令和２年度は前年度末からの感染拡大による一斉休校等の影響を受けて、１ページ上段にあります第１回定例会における報告第１号、入園式、入学式の状況についてをはじめ、第２回定例会における議案第２号、新型コロナ感染症対策について、報告第１号、新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業について、また、第３回定例会における報告第１号、夏季休業期間の変更についてなど、感染症に係る議件が多く付議されており、第４回定例会における報告第１号、児童・生徒の学校生活についてでは、学校再開後、６週間を経過しての児童・生徒の様子や学習・行事・教職員の状況について協議、確認をして参りました。令和２年度においては、議案以外においても認定こども園に係る協議経過の報告、また、小学校の在り方に係る協議も回数を重ねております。

続きまして、４ページをお開きください。４ページから５ページにかけましては、教育委員会が委嘱しております１４の委員会、協議会の活動状況について、まとめてございます。そのうち１点についてのみ説明を申し上げます。４ページ最下段のスポーツ推進委員会であります。この協議会は本町のスポーツ振興と地域の活性化に関して、町民目線のスポーツ施設の適切な運営や、いつでも、だれでも、どこでも取り組める町民皆スポーツと共生社会の実現を目指し、様々な研修や事業に取り組んでおります。

続きまして、７ページ、８ページ、９ページ、これらは学校教育、社会教育、社会体育の推進ポイントをまとめたリーフレットでございます。昨年度の執行方針の柱であります、よりよい学校教育を進める仕組みづくりと多様なニーズに応える社会教育の推進を受けて、それぞれ標語を掲げて各施策に取り組んで参りました。

１０ページには、重点推進事業の評価の総括として３つの領域にわたる５２の基本施策について評価を一覧表にしてございます。そのうち何点かのみ説明を申し上げます。それぞれの評価シートの右方の番号にご注目ください。

なお、感染の影響で事業を中止せざるを得なかったものにつきましては評価不能とし、横線で示しておりますので、ご理解をください。

まず学校教育につきまして、１１ページ上段、シート番号１番、基本施策、基礎的な知識・技術の習得と、主体的・協働的な学習の充実につきましては、懸案の小中学生の自己肯定感や自分で計画を立てて勉強できると応えた児童・生徒の増加傾向が読み取れることから、総合評価をＡと致しました。引き続き児童・生徒が学びの楽しさ、成就感を実感できる学習指導に取り組んで参ります。

続きまして、１２ページ下段、シート番号４番、基本施策、運動習慣の定着と体力・運動能力の向上につきましては、昨年４月、５月の一斉休校で長期の家庭学習期間を過ごし、運動会等の中止もあり、児童・生徒の体力低下が懸念されたところであります。休校明け各園・学校では遠足などの実施や業間の縄跳び、マラソンチャレンジ等に取り組んで参りましたが、体力テストの結果から持久走や短距離走では小学生、中学生とも前年度の記録を下回る結果となりました。今後も歩く、走ることを中心に、生活習慣の改善、運動習慣の定着を図る必要がありますことから、総合評価をＢと致しました。引き続き学社連携の下、運動・スポーツの楽しさを実感させる学習機会の提供に努めて参ります。

続きまして、１７ページ上段、シート番号１３番、基本施策、小中高を通じた英語教育の充実につきましては、ＡＬＴ２名体制や小学校に英語専科教諭を配置したことで英語が好きと答えた児童・生徒が増加していることや、小学校教員の研修が促進されましたことから、総合評価をＡと致しました。引き続き幼小中高連携の外国語教育に取り組んで参ります。

次に社会教育について報告を致します。

飛んで、２５ページをお開きください。２５ページ上段、シート番号２９番、基本施策、公民館講座、町民自主企画講座につきましては、新型コロナ感染拡大により事業の中止が続く中、感染対策を徹底し、ホームページやチラシにより周知を図りながら小まめに小規模な講座を展開し、愛好家の皆様に憩いの機会を提供できたことから、総合評価をＡと致しました。

また、２６ページ上段、シート番号３１番、基本政策、子ども会、青少年指導者支援事業では、恒例のドッジボール大会事業がコロナ禍によって開催が困難となり、子ども会育成連絡協議会と商工青年部とが連携をし、代替の事業としてドライブインシアターを開催することで多くの児童達に安全面に配慮した上で、有意義な学習機会を提供することができたことから、総合評価をＡと致しました。

続きまして、３３ページをお開きください。３３ページ下段、シート番号４４番、基本施策、青少年スポーツの推進、同じく３４ページ下段、シート番号４６番、基本施策、高齢者・障害者スポーツの推進では、どちらも中止イベントが続きましたが、活動を限定して実施し、ゆるスポリンピックなどで多様な運動やスポーツと触れ合い、パラリストと児童との交流やパラスポーツボッチャの体験の場を提供するなど、共生社会の在り方について理解を深める機会を提供できたことから、総合評価をＡと致しました。

以上、概要について申し上げました。

お手元の報告書をもって、令和２年度知内町教育委員会の活動状況に関する点検・評価の報告とさせていただきます。

今後ともご指導いただきますようお願いを申し上げます。

令和３年９月２４日提出。知内町教育委員会教育長、本間茂裕。ありがとうございました。

◎　議　　長（伊藤政博）

説明が終わりました。

報告案件でありますが、質疑があれば、特に許します。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようでありますので、報告第３号は、これで終わります。

- **認定第１号　令和２年度知内町一般会計歳入歳出決算認定について**
- **認定第２号　令和２年度知内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について**
- **認定第３号　令和２年度知内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について**
- **認定第４号　令和２年度知内町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について**
- **認定第５号　令和２年度知内町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について**
- **認定第６号　令和２年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計歳入歳出決算認定について**

● 認定第７号　令和２年度知内町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

◎ 議　　長（伊藤政博）

次に日程第２６、認定第１号から、日程第３２、認定第７号までの７議案は、いずれも決算認定議案でありますので、一括議題と致します。

本件については、提案者の説明を省略して、議長及び監査委員を除いた議員全員による各会計決算審査特別委員会を設置して、地方自治法第９８条第１項の規定による検査権を付与し、これに付託の上、審査することにしたいが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、議長及び監査委員を除く議員全員による各会計決算審査特別委員会に付託の上、審査することに決定しました。

ここで、暫時休憩致します。

休憩を取り消し、会議を再開します。

先ほど休憩中に令和２年度各会計決算審査特別委員会の正副委員長が決定しておりますので、議長から報告致します。

委員長に山田顕人君、副委員長に谷口康之君が選任されました。

これで報告を終わります。

お諮りします。委員会審査のため、９月２５日から９月２８日まで休会にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、９月２５日から９月２８日まで休会することに決定しました。

● 散会宣言

◎ 議　　長（伊藤政博）

以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。本日の会議は、これで散会したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで散会することに決定しました。

本日はこれで散会致します。

どうもご苦労様でした。

（　散会　午後３時１４分　）